昭和三十五年通商産業省令第十一号

実用新案法施行規則

実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十条第二項および第五十一条ならびに第五十五条第五項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十九条の規定に基づき、ならびに実用新案法を実施するため、実用新案法施行規則を次のように制定する。

（手続の補正の期間）

第一条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める期間は、実用新案登録出願の日（同法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願について、実用新案法第二条の二第一項ただし書の規定により同法第八条第四項に規定する書面又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第一項（実用新案法第十一条第二項において準用する特許法第四十三条の二第二項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をする場合にあつてはその実用新案登録出願の日、実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続を補正する場合にあつては、同法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日）から一月とする。

（願書の様式）

第一条の二　願書（次項の願書を除く。）は、様式第一により作成しなければならない。

2　実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願についての願書は、様式第二により作成しなければならない。

3　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項に規定する特定研究開発等成果に係る実用新案登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

（明細書の様式）

第二条　願書に添付すべき明細書は、様式第三により作成しなければならない。

（考案の詳細な説明の記載）

第三条　実用新案法第五条第四項の経済産業省令で定めるところによる記載は、考案が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が考案の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。

（実用新案登録請求の範囲の記載）

第四条　実用新案法第五条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。

一　請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。

二　請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。

三　請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。

四　他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。

五　他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。

（実用新案登録請求の範囲の様式）

第四条の二　願書に添付すべき実用新案登録請求の範囲は、様式第三の二により作成しなければならない。

（図面の様式）

第五条　願書に添附すべき図面は、様式第四により作成しなければならない。

（要約書の記載）

第六条　実用新案法第五条第七項に規定する経済産業省令で定める事項は、同法第十四条第三項に規定する実用新案公報への掲載の際に、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した考案の概要と共に実用新案公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。

（要約書の様式）

第七条　要約書は、様式第五により作成しなければならない。

（考案の単一性）

第七条の二　実用新案法第六条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の考案が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの考案が単一の一般的考案概念を形成するように連関している技術的関係をいう。

2　前項に規定する特別な技術的特徴とは、考案の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

3　第一項に規定する技術的関係については、二以上の考案が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

（実用新案技術評価請求書の様式等）

第八条　実用新案技術評価の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　実用新案技術評価の請求に係る実用新案登録出願の表示又は実用新案登録番号

三　請求に係る請求項

2　実用新案技術評価請求書は、様式第六により作成しなければならない。

第九条　削除

（訂正書の様式等）

第十条　実用新案登録の訂正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正書を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項については、実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものであるときは、この限りでない。

一　実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　実用新案登録番号

三　訂正の目的

四　削除をする請求項

2　実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書は様式第八により、同条第七項の訂正に係る訂正書は様式第八の二により作成しなければならない。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書の訂正）

第十条の二　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十七条の五第一項の配列表（以下この条において「所定の配列表」という。）を含む明細書の訂正をする者又は当該訂正した明細書について実用新案法第十四条の三の規定による補正をする者は、特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する磁気ディスク（以下この条において「所定の磁気ディスク」という。）を、前条第一項に規定する訂正書又は実用新案法第十四条の三の規定による補正に係る手続補正書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

2　前項の規定により提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、訂正した明細書に記載した事項とみなす。

3　実用新案権者は、所定の配列表を第二条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

（国内処理請求書の様式）

第十一条　実用新案法第四十八条の四第六項の請求は、様式第九によりしなければならない。

（書面の記載事項）

第十二条　実用新案法第四十八条の五第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　国際出願番号

二　代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三　実用新案登録出願の表示

（書面の様式）

第十三条　実用新案法第四十八条の五第一項の書面は、様式第十により作成しなければならない。

（書面の提出手続に係る方式）

第十四条　実用新案法第四十八条の五第二項第三号の経済産業省令で定める方式は、次のとおりとする。

一　実用新案法第四十八条の五第一項各号に掲げる事項が記載されていること。

二　前条に規定する様式により作成されていること。

（図面の提出の様式）

第十五条　実用新案法第四十八条の七第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づく図面の提出は、様式第十一によりしなければならない。

（申出の期間）

第十六条　実用新案法第四十八条の十六第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する拒否、宣言又は認定が出願人に通知された日から二月とする。

（申出書の様式）

第十七条　実用新案法第四十八条の十六第一項の申出は、様式第十二によりしなければならない。

（申出に係る翻訳文）

第十八条　実用新案法第四十八条の十六第二項の経済産業省令で定める国際出願に関する書類は、明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。）、要約その他当該国際出願に関し出願人が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二条（ｘｖ）の受理官庁又は同条（ｘｉｘ）の国際事務局に提出した書類（願書及び図面（図面の中の説明を除く。）を除く。）及びそれらの機関が当該国際出願に関して行った処分に係る書類とする。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間）

第十八条の二　実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第三条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例）

第十八条の三　実用新案法施行令第三条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

（実用新案登録証）

第十九条　実用新案登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　登録番号

二　考案の名称

三　実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所

四　考案者の氏名

五　実用新案権の設定の登録、実用新案登録の訂正の登録（実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。）又は同法第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があった旨

六　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実用新案登録表示）

第二十条　実用新案法第五十一条の実用新案登録表示は、「登録新案」の文字およびその登録番号とする。

（登録料納付書の様式等）

第二十一条　登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものを除く。次条において同じ。）を納付するときは、様式第十四により作成した登録料納付書によらなければならない。

2　実用新案法第三十一条第三項の規定により登録料を納付するときは、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第三十二条の二の規定又は他の法令の規定による登録料の軽減又は免除（以下「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ願書又は登録料納付書に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

3　実用新案法第三十三条第二項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する実用新案権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、登録料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

4　前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、実用新案法第三十三条第二項ただし書に規定する実用新案権者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（既納の登録料の返還の請求の様式）

第二十一条の二　実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第十四の二によりしなければならない。

（過誤納の手数料等の返還の請求の様式）

第二十一条の三　実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）の返還の請求並びに同法第五十四条の二第二項、第四項、第六項、第八項及び第十項の規定による手数料の返還の請求は、様式第十四の三によりしなければならない。

（回復理由書の様式等）

第二十一条の四　実用新案法第三十三条の二第一項の規定により登録料及び割増登録料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第十四の四により作成した回復理由書を提出しなければならない。

2　特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

3　手続をする者の責めに帰することができない理由により実用新案法第三十三条の二第一項の規定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面（以下この項において「申出書」という。）を第一項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

4　前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5　第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

（情報の提供）

第二十二条　何人も、特許庁長官に対し、刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しを提出することにより、実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二又は第七条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の情報を提供することができる。

2　前項の規定による情報の提供は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。

3　特許法施行規則第十三条の二第三項の規定は、前項の書面に準用する。

第二十二条の二　何人も、特許庁長官に対し、刊行物、実用新案登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、実用新案登録が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

一　その実用新案登録が実用新案法第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたこと。

二　その実用新案登録が実用新案法第三条、第三条の二又は第七条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定に違反してされたこと。

三　その実用新案登録が実用新案法第五条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたこと。

四　その実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正が実用新案法第十四条の二第二項から第四項までの規定に違反してされたこと。

2　前項の規定による情報の提供は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。

3　特許法施行規則第十三条の二第三項の規定は、前項の書面に準用する。

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張の取下げ）

第二十二条の三　実用新案法第四十八条の十第四項において読み替えて適用する同法第九条第一項の経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

（特許法施行規則の準用）

第二十三条　特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十六　再審の請求」とあるのは「／十六　再審の請求／十六の二　実用新案法第十四条の二の規定による訂正／」と、同条第三項中「六　第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは「／六　第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続／六の二　第二十二条第一項及び第二十二条の二第一項の規定による情報の提供／」と、第十条第一項中「特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三」及び同条第二項中「特許法施行令第十一条、特許法等関係手

数料令第一条の三」とあるのは「実用新案法施行令第二条第二項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第二条の二第二項」と、同条中「この省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第二項前段、第二十一条の四第二項若しくは第四項、第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項（第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項において準用する特許法施行規則第三十八条の二第四項若しくは第六項若しくは第二十三条第七項において準用する特許法施行規則第三十八条の十四第四項若しくは第六項（第二十三条第七項において準用する特許法施行規則第三十八条の十四第八項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三」とあるのは「実用新案法施行令第二条第二項、特許法等関係手数料令第二条の二第二項」と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2　特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三から第二十七条の五（第四項から第七項まで、第十一項から第十四項まで及び第十七項から第十九項までを除く。）まで、第二十八条から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、同条第四項中「特許法第百九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第百九十五条の二若しくは第百九十五条の二の二」とあるのは「同条第八項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、特許法施行規則第二十七条の四の二中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第三項中「特許法第四十一条第四項及び」とあるのは「実用新案法第八条第四項及び同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「同法」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法」と、同項第一号中「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「特許法第四十四条第一項、第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「同法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項、同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）」とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第二号中「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項」と、「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「同法第四十一条第一項又は」とあるのは「実用新案法第八条第一項又は第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るもとの特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るもとの出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）」とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第四号中「特許法第四十三条の二第一項（同法」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法」と、同条第四項及び第六項中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第四項及び第九項中「特許法第百八十四条の二十第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と、特許法施行規則第二十八条の四第二項中「特許法第四十二条第一項から第三項」とあるのは「実用新案法第九条第一項から第三項」と読み替えるものとする。

3　特許法施行規則第三十八条の二並びに第三十八条の十三の二第九項及び第十一項から第十四項まで（翻訳文の様式等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の四第一項、第二項、第四項若しくは第六項又は第四十八条の十六第二項の翻訳文に準用する。

4　特許法施行規則第三十八条の二の二、第三十八条の二の三、第三十八条の六から第三十八条の六の四まで、第三十八条の十一、第三十八条の十三第一項並びに第三十八条の十三の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項、第十四項及び第十五項（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係る部分を除く。）（国際出願日の特例、明らかな誤りの訂正、補正の提出の様式、特許管理人の届出の期間、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間、特許番号の表示等の特例、信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十八条の六の二中「特許法第百八十四条の十一」とあるのは、「実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第百八十四条の十一」と、特許法施行規則第三十八条の十三の二第六項中「特許法第十七条の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。

5　特許法施行規則第三十八条の十（拒否、宣言又は認定に係る決定の記載事項）の規定は、実用新案法第四十八条の十六第三項の決定に準用する。

6　特許法施行規則第三十八条の十三第二項並びに第三十八条の十三の二第三項、第四項、第十項及び第十五項（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係るものを除く。）（信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の十六第一項の申出に準用する。

7　特許法施行規則第三十八条の十四（国際特許出願等についての優先権書類の提出）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願及び同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十八条の十四第一項中「特許法第百八十四条の二十第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第一項」と、同条第三項中「特許法第百八十四条の二十第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、「第四十一条第一項」とあるのは「第八条

第一項」と、「特許法第百八十四条の四第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条の四第一項」と、「出願審査の請求」とあるのは「実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求」と、同条第五項中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第八項中「特許法第百八十四条の二十第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と読み替えるものとする。

8　特許法施行規則第三十八条の十四の二（受理官庁による優先権の回復の効果等）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。

9　特許法施行規則第五章（判定）の規定は、登録実用新案の技術的範囲についての判定に準用する。

10　特許法施行規則第六章（特許権の移転の特例）の規定は、実用新案権の移転の特例に準用する。

11　特許法施行規則第七章（裁定）の規定は、実用新案権についての裁定に準用する。

12　特許法施行規則第九章（審判及び再審）（特許法施行規則第四十七条第二項の規定を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。

13　特許法施行規則第六十七条（特許証の再交付）の規定は、実用新案登録証の再交付に準用する。

附　則

1　この省令は、実用新案法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。

2　実用新案法施行規則（大正十年農商務省令第三十四号）は、廃止する。

附　則（昭和三九年二月八日通商産業省令第五号）

この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

附　則（昭和四〇年七月一九日通商産業省令第八八号）

この省令は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附　則（昭和四五年一〇月一七日通商産業省令第一〇一号）

1　この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附　則（昭和四五年一二月一二日通商産業省令第一一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附　則（昭和五〇年九月二三日通商産業省令第八三号）

この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附　則（昭和五三年三月三一日通商産業省令第一四号）

1　この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に存続している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権、この省令の施行の際現に存続している実用新案権若しくは登録料が納付されている実用新案登録出願に係る実用新案権又はこの省令の施行の際現に存続している意匠権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証又は意匠登録証が交付されていないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、なお従前の例による。

附　則（昭和五三年七月二九日通商産業省令第三四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日から施行する。

附　則（昭和五六年一月三〇日通商産業省令第七号）

この省令は、昭和五十六年一月三十一日から施行する。

附　則（昭和五六年四月三〇日通商産業省令第二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附　則（昭和五九年三月二九日通商産業省令第二一号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号）

1　この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2　この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。

附　則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

3　特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についての改正法の施行前にした補正（出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にしたものに限る。）であつて、当該願書に添付した明細書又は図面の要旨を変更するものであるとして決定をもつて却下されたものについては、この省令による改正前の特許法施行規則及び実用新案法施行規則の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（昭和六〇年一二月一一日通商産業省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六二年五月二九日通商産業省令第三七号）

この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附　則（昭和六二年一二月八日通商産業省令第七三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附　則（平成元年四月二五日通商産業省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二年九月一二日通商産業省令第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第六条　附則第三条の規定は、前条の規定による実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。この場合において、前条の規定による改正前の実用新案法施行規則第二条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

附　則（平成五年一一月八日通商産業省令第七五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則等の改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（改正法附則第五条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正後の実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号。以下「新実用新案法」という。）の規定の適用を受けるものを除く。）又はこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、改正前の実用新案法施行規則（以下この項において「旧実用新案法施行規則」という。）（第六条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二及び第九条の三の規定を除く。）、改正前の特許法施行規則、改正前の意匠法施行規則、改正前の実用新案登録令施行規則（以下「旧実用新案登録令施行規則」という。）（第二条及び第三条第三項において準用する特許登録令施行規則第四十九条の規定を除く。）、改正前の特許登録令施行規則（以下「旧特許登録令施行規則」という。）、改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）（第三条、第十条及び第二十三条の規定を除く。）及び改正前の通商産業省組織規程の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧実用新案法施行規則第二条の二及び第三条の二並びに旧特例法施行規則第十九条第一項、第二十三条の三及び第三十四条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

2　前項の規定にかかわらず、この省令の施行後に請求される審判及びその確定審決に対する再審については、改正後の実用新案法施行規則第

二十三条第十三項において準用する新特許法施行規則第五十二条の二の規定を適用する。

３　第一項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第三項及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた実用新案法施行規則の様式に規定する書面の用紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、日本産業規格Ａ列４番とする。

（改正法附則第五条の届出書の様式等）

第五条　改正法附則第五条第一項の届出書は、附則様式第二により作成しなければならない。

附則様式第２（附則第５条関係）

第三回特許法第一条第一項の届出書（第三回特許法第一条第一項の届出書の様式等）

決　定
今　回

【審査官】　特許庁審査官　[illegible]
【特許番号】　特許第[illegible]号の特許権
【審査請求日】　平成[illegible]年[illegible]月[illegible]日
【審査請求人】　[illegible]
【代理人】　[illegible]
【特許出願番号】　[illegible]
【出願日】　平成[illegible]年[illegible]月[illegible]日
【出願人】　[illegible]
【特許出願の表示】　[illegible]
【発明の名称】　[illegible]
【特許請求の範囲】　[illegible]
【出願人】　[illegible]
【代理人】　[illegible]
【出願日】　平成[illegible]年[illegible]月[illegible]日
【出願番号

業者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】〈名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【商業用郵便番号】」及び「【商業所】」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

17　実用新案登録出願人がパリ条約第３条の規定により同盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（商標第３１条第２項において準用する特許法第１７条第２項に規定する場合を除く。）は、「【氏名又は名称】〈名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

18　「【国籍・地域】」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（二重所属国に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成２年通商産業省令第４５号。以下「特例法施行規則」という。）第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「【国籍・地域】」の欄に記すことは要しない。

19　実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託財産事項】」の欄を設けて、商標法第４条において準用する特許法施行規則第３６条第１項各号の事項を記載する。

20　代理人が手続をするときは、「【住所又は居所】」の次に「【手続上】」と記載し、手続上のときは、「【手続上】」と記載する。

21　代理人が出願人の会員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の根拠事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人○○の代理人」のように記載する。

22　代理人によるときは本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあっては、「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けることは要しない。

23　「【事業者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を設け、設けて記載する。この場合において、実用新案法施行規則第３条第４項において準用する特許法施行規則第２条第１項の規定により実用新案登録出願人の権利について特分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○／○」のように分数で記載し、もとの実用新案登録出願において、実用新案登録出願人に係る代表者を定めていたときは、代表者として選定されている実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」（実用新案登録出願人の

権利について特分を記載する場合にあっては、「【持分】」の次に「【代表出願人】」と記載する。

【事業者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【事業者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】
　【郵便番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】　㊞ 又 は　識別ラベル
　【国籍・地域】
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】
　【郵便番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】　㊞ 又 は　識別ラベル
　【国籍・地域】
【代理人】
　【識別番号】
　【郵便番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】　㊞ 又 は　識別ラベル

24　「【持分】」の欄には、「第１年分から第３年分」のように納付年分を記載する。

25　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第４条第２項の規定により見込額から納付の年数を引くことに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付にあてる金額の額（「円」、「.」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

26　実用新案法施行規則第５条第４項において準用する特許法施行規則第２６条第１項の規定により実用新案法第３１条において準用する特許法第３６条第２項に規定する別用の並又は民法（明治２９年法律第８９号）第５６条第１項ただし書の契約を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（商令１３条により「【その他】」の欄に当該法人の法的性格を記載するときは、その記載のみに行なうものとする。）。

27　第２１条第１項において準用する特許法第３６条第１項又は第３項の規定により免除の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとしたときは、「【特記事項】」の欄の「平成５年改正特許法第３条第１項の規定による実用新案登録出願」の記載の次に行を改めて、「実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第３６条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第３６条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。

28　第２１条第１項において準用する実用新案登録出願において、実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第４６条第１項の規定により優先権の主張をしようとしたときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。複数の出願をしてパリ条約第４条Ｃ(４)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条Ａ(２)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、２以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】

29　第２１条第１項において準用する実用新案登録出願において、実用新案法第１１条第１項において準用する特許法第４６条第１項の規定により優先権の主張をしようとしたときは、「【代理人】」（商令３６条により読替える場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願であっては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成９年４月１０日出願の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【審査等】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した審査等を記載する。また、２以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】
　【出願番号】
　【出願日】
【先の出願に基づく優先権主張】
　【出願番号】
　【出願日】

30　「【国際特許分類】」の欄には、国際特許分類に関する１９７１年３月３日のストラスブール協定第３条(３)の分類のグループ記号のうち、出願日現在の最新の版で表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を２以上記載する場合は行を改めて記載する。

31　「【提出日】　令和　年　月　日」には、なるべく提出する日を記載する。

32　図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

33　各用紙においては、原面として白紙、打正、貼り書き及び行間挿入を行ってはならない。

34　点に当たるものとは、点とし、線書と分離し、点に属することができるように例えばｍ＋ナチス等を用いてとじる。

35　特例法施行規則第４条第１項の規定により包括委任状を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】
【包括委任状番号】

36　同時に２以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であって証明証明書を提用してその旨を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。また、他の事件に係る手続について既に特許庁に証明書を提出した場合であって、その事項に変更がない場合において当該証明書を提用してその提出を省略するときは、「【援用の表示】」の欄に援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。

2　前項の届出をする者は、届出に際し、もとの実用新案登録出願の願書に添付した明細書、図面及び要約書を添付しなければならない。この場合において、当該実用新案登録出願が工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の施行前にした実用新案登録出願であるときは、新実用新案法の規定中要約書に係る部分を適用する。

3　日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、改正法附則第五条第一項の届出をすることができない。

4　二人以上が共同して実用新案登録出願をしたときは、各人は、他の者と共同でなければ、改正法附則第五条第一項の届出をすることができない。

5　改正法附則第五条第五項の規定により特許出願又は意匠登録出願を新実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願に変更する場合における当該実用新案登録出願についての願書は、附則様式第三により作成しなければならない。

附則様式第３（附則第５条関係）

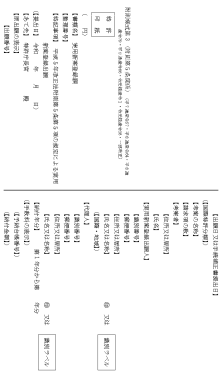

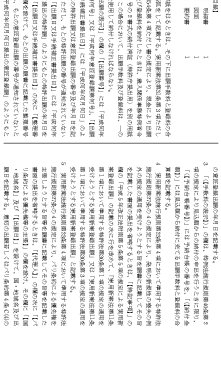

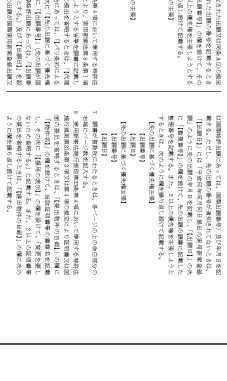

【特許法】
【第７１条】
【第７２条】
【第７３条】
【第７４条】
【第７５条】
【第７６条】
【第７７条】
【第７８条】
【第７９条】
【第８０条】
【第８１条】
【第８２条】
【第８３条】
【第８４条】
【第８５条】
【第８６条】
【第８７条】
【第８８条】
【第８９条】
【第９０条】
【第９１条】
【第９２条】
【第９３条】
【第９４条】
【第９５条】
【第９６条】
【第９７条】
【第９８条】
【第９９条】
【第１００条】
【第１０１条】
【第１０２条】
【第１０３条】
【第１０４条】
【第１０５条】
【第１０６条】
【第１０７条】
【第１０８条】
【第１０９条】
【第１１０条】
【第１１１条】
【第１１２条】
【第１１３条】
【第１１４条】
【第１１５条】
【第１１６条】
【第１１７条】
【第１１８条】
【第１１９条】
【第１２０条】
【第１２１条】
【第１２２条】
【第１２３条】
【第１２４条】
【第１２５条】
【第１２６条】
【第１２７条】
【第１２８条】
【第１２９条】
【第１３０条】
【第１３１条】
【第１３２条】
【第１３３条】
【第１３４条】
【第１３５条】
【第１３６条】
【第１３７条】
【第１３８条】
【第１３９条】
【第１４０条】
【第１４１条】
【第１４２条】
【第１４３条】
【第１４４条】
【第１４５条】
【第１４６条】
【第１４７条】
【第１４８条】
【第１４９条】
【第１５０条】
【第１５１条】
【第１５２条】
【第１５３条】
【第１５４条】
【第１５５条】
【第１５６条】
【第１５７条】
【第１５８条】
【第１５９条】
【第１６０条】
【第１６１条】
【第１６２条】
【第１６３条】
【第１６４条】
【第１６５条】
【第１６６条】
【第１６７条】
【第１６８条】
【第１６９条】
【第１７０条】
【第１７１条】
【第１７２条】
【第１７３条】
【第１７４条】
【第１７５条】
【第１７６条】
【第１７７条】
【第１７８条】
【第１７９条】
【第１８０条】
【第１８１条】
【第１８２条】
【第１８３条】
【第１８４条】
【第１８５条】
【第１８６条】
【第１８７条】
【第１８８条】
【第１８９条】
【第１９０条】
【第１９１条】
【第１９２条】
【第１９３条】
【第１９４条】
【第１９５条】
【第１９６条】
【第１９７条】
【第１９８条】
【第１９９条】
【第２００条】
【第２０１条】
【第２０２条】
【第２０３条】
【第２０４条】
【第２０５条】
【第２０６条】
【第２０７条】
【第２０８条】
【第２０９条】
【第２１０条】
【第２１１条】
【第２１２条】
【第２１３条】
【第２１４条】
【第２１５条】
【第２１６条】
【第２１７条】
【第２１８条】
【第２１９条】
【第２２０条】
【第２２１条】
【第２２２条】
【第２２３条】
【第２２４条】
【第２２５条】
【第２２６条】
【第２２７条】
【第２２８条】
【第２２９条】
【第２３０条】
【第２３１条】
【第２３２条】
【第２３３条】
【第２３４条】
【第２３５条】
【第２３６条】
【第２３７条】
【第２３８条】
【第２３９条】
【第２４０条】
【第２４１条】
【第２４２条】
【第２４３条】
【第２４４条】
【第２４５条】
【第２４６条】
【第２４７条】
【第２４８条】
【第２４９条】
【第２５０条】
【第２５１条】
【第２５２条】
【第２５３条】
【第２５４条】
【第２５５条】
【第２５６条】
【第２５７条】
【第２５８条】
【第２５９条】
【第２６０条】
【第２６１条】
【第２６２条】
【第２６３条】
【第２６４条】
【第２６５条】
【第２６６条】
【第２６７条】
【第２６８条】
【第２６９条】
【第２７０条】
【第２７１条】
【第２７２条】
【第２７３条】
【第２７４条】
【第２７５条】
【第２７６条】
【第２７７条】
【第２７８条】
【第２７９条】
【第２８０条】
【第２８１条】
【第２８２条】
【第２８３条】
【第２８４条】
【第２８５条】
【第２８６条】
【第２８７条】
【第２８８条】
【第２８９条】
【第２９０条】
【第２９１条】
【第２９２条】
【第２９３条】
【第２９４条】
【第２９５条】
【第２９６条】
【第２９７条】
【第２９８条】
【第２９９条】
【第３００条】
【第３０１条】
【第３０２条】
【第３０３条】
【第３０４条】
【第３０５条】
【第３０６条】
【第３０７条】
【第３０８条】
【第３０９条】
【第３１０条】
【第３１１条】
【第３１２条】
【第３１３条】
【第３１４条】
【第３１５条】
【第３１６条】
【第３１７条】
【第３１８条】
【第３１９条】
【第３２０条】
【第３２１条】
【第３２２条】
【第３２３条】
【第３２４条】
【第３２５条】
【第３２６条】
【第３２７条】
【第３２８条】
【第３２９条】
【第３３０条】
【第３３１条】
【第３３２条】
【第３３３条】
【第３３４条】
【第３３５条】
【第３３６条】
【第３３７条】
【第３３８条】
【第３３９条】
【第３４０条】
【第３４１条】
【第３４２条】
【第３４３条】
【第３４４条】
【第３４５条】
【第３４６条】
【第３４７条】
【第３４８条】
【第３４９条】
【第３５０条】
【第３５１条】
【第３５２条】
【第３５３条】
【第３５４条】
【第３５５条】
【第３５６条】
【第３５７条】
【第３５８条】
【第３５９条】
【第３６０条】
【第３６１条】
【第３６２条】
【第３６３条】
【第３６４条】
【第３６５条】
【第３６６条】
【第３６７条】
【第３６８条】
【第３６９条】
【第３７０条】
【第３７１条】
【第３７２条】
【第３７３条】
【第３７４条】
【第３７５条】
【第３７６条】
【第３７７条】
【第３７８条】
【第３７９条】
【第３８０条】
【第３８１条】
【第３８２条】
【第３８３条】
【第３８４条】
【第３８５条】
【第３８６条】
【第３８７条】
【第３８８条】
【第３８９条】
【第３９０条】
【第３９１条】
【第３９２条】
【第３９３条】
【第３９４条】
【第３９５条】
【第３９６条】
【第３９７条】
【第３９８条】
【第３９９条】
【第４００条】
【第４０１条】
【第４０２条】
【第４０３条】
【第４０４条】
【第４０５条】
【第４０６条】
【第４０７条】
【第４０８条】
【第４０９条】
【第４１０条】
【第４１１条】
【第４１２条】
【第４１３条】
【第４１４条】
【第４１５条】
【第４１６条】
【第４１７条】
【第４１８条】
【第４１９条】
【第４２０条】
【第４２１条】
【第４２２条】
【第４２３条】
【第４２４条】
【第４２５条】
【第４２６条】
【第４２７条】
【第４２８条】
【第４２９条】
【第４３０条】
【第４３１条】
【第４３２条】
【第４３３条】
【第４３４条】
【第４３５条】
【第４３６条】
【第４３７条】
【第４３８条】
【第４３９条】
【第４４０条】
【第４４１条】
【第４４２条】
【第４４３条】
【第４４４条】
【第４４５条】
【第４４６条】
【第４４７条】
【第４４８条】
【第４４９条】
【第４５０条】
【第４５１条】
【第４５２条】
【第４５３条】
【第４５４条】
【第４５５条】
【第４５６条】
【第４５７条】
【第４５８条】
【第４５９条】
【第４６０条】
【第４６１条】
【第４６２条】
【第４６３条】
【第４６４条】
【第４６５条】
【第４６６条】
【第４６７条】
【第４６８条】
【第４６９条】
【第４７０条】
【第４７１条】
【第４７２条】
【第４７３条】
【第４７４条】
【第４７５条】
【第４７６条】
【第４７７条】
【第４７８条】
【第４７９条】
【第４８０条】
【第４８１条】
【第４８２条】
【第４８３条】
【第４８４条】
【第４８５条】
【第４８６条】
【第４８７条】
【第４８８条】
【第４８９条】
【第４９０条】
【第４９１条】
【第４９２条】
【第４９３条】
【第４９４条】
【第４９５条】
【第４９６条】
【第４９７条】
【第４９８条】
【第４９９条】
【第５００条】
【第５０１条】
【第５０２条】
【第５０３条】
【第５０４条】
【第５０５条】
【第５０６条】
【第５０７条】
【第５０８条】
【第５０９条】
【第５１０条】
【第５１１条】
【第５１２条】
【第５１３条】
【第５１４条】
【第５１５条】
【第５１６条】
【第５１７条】
【第５１８条】
【第５１９条】
【第５２０条】
【第５２１条】
【第５２２条】
【第５２３条】
【第５２４条】
【第５２５条】
【第５２６条】
【第５２７条】
【第５２８条】
【第５２９条】
【第５３０条】
【第５３１条】
【第５３２条】
【第５３３条】
【第５３４条】
【第５３５条】
【第５３６条】
【第５３７条】
【第５３８条】
【第５３９条】
【第５４０条】
【第５４１条】
【第５４２条】
【第５４３条】
【第５４４条】
【第５４５条】
【第５４６条】
【第５４７条】
【第５４８条】
【第５４９条】
【第５５０条】
【第５５１条】
【第５５２条】
【第５５３条】
【第５５４条】
【第５５５条】
【第５５６条】
【第５５７条】
【第５５８条】
【第５５９条】
【第５６０条】
【第５６１条】
【第５６２条】
【第５６３条】
【第５６４条】
【第５６５条】
【第５６６条】
【第５６７条】
【第５６８条】
【第５６９条】
【第５７０条】
【第５７１条】
【第５７２条】
【第５７３条】
【第５７４条】
【第５７５条】
【第５７６条】
【第５７７条】
【第５７８条】
【第５７９条】
【第５８０条】
【第５８１条】
【第５８２条】
【第５８３条】
【第５８４条】
【第５８５条】
【第５８６条】
【第５８７条】
【第５８８条】
【第５８９条】
【第５９０条】
【第５９１条】
【第５９２条】
【第５９３条】
【第５９４条】
【第５９５条】
【第５９６条】
【第５９７条】
【第５９８条】
【第５９９条】
【第６００条】
【第６０１条】
【第６０２条】
【第６０３条】
【第６０４条】
【第６０５条】
【第６０６条】
【第６０７条】
【第６０８条】
【第６０９条】
【第６１０条】
【第６１１条】
【第６１２条】
【第６１３条】
【第６１４条】
【第６１５条】
【第６１６条】
【第６１７条】
【第６１８条】
【第６１９条】
【第６２０条】
【第６２１条】
【第６２２条】
【第６２３条】
【第６２４条】
【第６２５条】
【第６２６条】
【第６２７条】
【第６２８条】
【第６２９条】
【第６３０条】
【第６３１条】
【第６３２条】
【第６３３条】
【第６３４条】
【第６３５条】
【第６３６条】
【第６３７条】
【第６３８条】
【第６３９条】
【第６４０条】
【第６４１条】
【第６４２条】
【第６４３条】
【第６４４条】
【第６４５条】
【第６４６条】
【第６４７条】
【第６４８条】
【第６４９条】
【第６５０条】
【第６５１条】
【第６５２条】
【第６５３条】
【第６５４条】
【第６５５条】
【第６５６条】
【第６５７条】
【第６５８条】
【第６５９条】
【第６６０条】
【第６６１条】
【第６６２条】
【第６６３条】
【第６６４条】
【第６６５条】
【第６６６条】
【第６６７条】
【第６６８条】
【第６６９条】
【第６７０条】
【第６７１条】
【第６７２条】
【第６７３条】
【第６７４条】
【第６７５条】
【第６７６条】
【第６７７条】
【第６７８条】
【第６７９条】
【第６８０条】
【第６８１条】
【第６８２条】
【第６８３条】
【第６８４条】
【第６８５条】
【第６８６条】
【第６８７条】
【第６８８条】
【第６８９条】
【第６９０条】
【第６９１条】
【第６９２条】
【第６９３条】
【第６９４条】
【第６９５条】
【第６９６条】
【第６９７条】
【第６９８条】
【第６９９条】
【第７００条】
【第７０１条】
【第７０２条】
【第７０３条】
【第７０４条】
【第７０５条】
【第７０６条】
【第７０７条】
【第７０８条】
【第７０９条】
【第７１０条】
【第７１１条】
【第７１２条】
【第７１３条】
【第７１４条】
【第７１５条】
【第７１６条】
【第７１７条】
【第７１８条】
【第７１９条】
【第７２０条】
【第７２１条】
【第７２２条】
【第７２３条】
【第７２４条】
【第７２５条】
【第７２６条】
【第７２７条】
【第７２８条】
【第７２９条】
【第７３０条】
【第７３１条】
【第７３２条】
【第７３３条】
【第７３４条】
【第７３５条】
【第７３６条】
【第７３７条】
【第７３８条】
【第７３９条】
【第７４０条】
【第７４１条】
【第７４２条】
【第７４３条】
【第７４４条】
【第７４５条】
【第７４６条】
【第７４７条】
【第７４８条】
【第７４９条】
【第７５０条】
【第７５１条】
【第７５２条】
【第７５３条】
【第７５４条】
【第７５５条】
【第７５６条】
【第７５７条】
【第７５８条】
【第７５９条】
【第７６０条】
【第７６１条】
【第７６２条】
【第７６３条】
【第７６４条】
【第７６５条】
【第７６６条】
【第７６７条】
【第７６８条】
【第７６９条】
【第７７０条】
【第７７１条】
【第７７２条】
【第７７３条】
【第７７４条】
【第７７５条】
【第７７６条】
【第７７７条】
【第７７８条】
【第７７９条】
【第７８０条】
【第７８１条】
【第７８２条】
【第７８３条】
【第７８４条】
【第７８５条】
【第７８６条】
【第７８７条】
【第７８８条】
【第７８９条】
【第７９０条】
【第７９１条】
【第７９２条】
【第７９３条】
【第７９４条】
【第７９５条】
【第７９６条】
【第７９７条】
【第７９８条】
【第７９９条】
【第８００条】
【第８０１条】
【第８０２条】
【第８０３条】
【第８０４条】
【第８０５条】
【第８０６条】
【第８０７条】
【第８０８条】
【第８０９条】
【第８１０条】
【第８１１条】
【第８１２条】
【第８１３条】
【第８１４条】
【第８１５条】
【第８１６条】
【第８１７条】
【第８１８条】
【第８１９条】
【第８２０条】
【第８２１条】
【第８２２条】
【第８２３条】
【第８２４条】
【第８２５条】
【第８２６条】
【第８２７条】
【第８２８条】
【第８２９条】
【第８３０条】
【第８３１条】
【第８３２条】
【第８３３条】
【第８３４条】
【第８３５条】
【第８３６条】
【第８３７条】
【第８３８条】
【第８３９条】
【第８４０条】
【第８４１条】
【第８４２条】
【第８４３条】
【第８４４条】
【第８４５条】
【第８４６条】
【第８４７条】
【第８４８条】
【第８４９条】
【第８５０条】
【第８５１条】
【第８５２条】
【第８５３条】
【第８５４条】
【第８５５条】
【第８５６条】
【第８５７条】
【第８５８条】
【第８５９条】
【第８６０条】
【第８６１条】
【第８６２条】
【第８６３条】
【第８６４条】
【第８６５条】
【第８６６条】
【第８６７条】
【第８６８条】
【第８６９条】
【第８７０条】
【第８７１条】
【第８７２条】
【第８７３条】
【第８７４条】
【第８７５条】
【第８７６条】
【第８７７条】
【第８７８条】
【第８７９条】
【第８８０条】
【第８８１条】
【第８８２条】
【第８８３条】
【第８８４条】
【第８８５条】
【第８８６条】
【第８８７条】
【第８８８条】
【第８８９条】
【第８９０条】
【第８９１条】
【第８９２条】
【第８９３条】
【第８９４条】
【第８９５条】
【第８９６条】
【第８９７条】
【第８９８条】
【第８９９条】
【第９００条】
【第９０１条】
【第９０２条】
【第９０３条】
【第９０４条】
【第９０５条】
【第９０６条】
【第９０７条】
【第９０８条】
【第９０９条】
【第９１０条】
【第９１１条】
【第９１２条】
【第９１３条】
【第９１４条】
【第９１５条】
【第９１６条】
【第９１７条】
【第９１８条】
【第９１９条】
【第９２０条】
【第９２１条】
【第９２２条】
【第９２３条】
【第９２４条】
【第９２５条】
【第９２６条】
【第９２７条】
【第９２８条】
【第９２９条】
【第９３０条】
【第９３１条】
【第９３２条】
【第９３３条】
【第９３４条】
【第９３５条】
【第９３６条】
【第９３７条】
【第９３８条】
【第９３９条】
【第９４０条】
【第９４１条】
【第９４２条】
【第９４３条】
【第９４４条】
【第９４５条】
【第９４６条】
【第９４７条】
【第９４８条】
【第９４９条】
【第９５０条】
【第９５１条】
【第９５２条】
【第９５３条】
【第９５４条】
【第９５５条】
【第９５６条】
【第９５７条】
【第９５８条】
【第９５９条】
【第９６０条】
【第９６１条】
【第９６２条】
【第９６３条】
【第９６４条】
【第９６５条】
【第９６６条】
【第９６７条】
【第９６８条】
【第９６９条】
【第９７０条】
【第９７１条】
【第９７２条】
【第９７３条】
【第９７４条】
【第９７５条】
【第９７６条】
【第９７７条】
【第９７８条】
【第９７９条】
【第９８０条】
【第９８１条】
【第９８２条】
【第９８３条】
【第９８４条】
【第９８５条】
【第９８６条】
【第９８７条】
【第９８８条】
【第９８９条】
【第９９０条】
【第９９１条】
【第９９２条】
【第９９３条】
【第９９４条】
【第９９５条】
【第９９６条】
【第９９７条】
【第９９８条】
【第９９９条】
【第１０００条】
【第１０００条】
【第１０００

11　実用新案登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所表記】」の欄を設けて、住所又は居所の英語をなるべく記載する。また、実用新案登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称英語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の英語をなるべく記載し、法人であって、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

12　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の英語を記載する場合であっては、「【氏名又は名称英語表記】」）の次に「【東京所在地番号】」及び「【東京所】」の欄を設けて、東京所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

13　実用新案登録出願人がパリ条約第３条の規定により同盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（第４項３に該当することを除く。）は、「【氏名又は名称】（名称の英語を記載する場合であっては、「【氏名又は名称英語表記】」）の次に「【東京所】」の欄を設けて、東京所の所在地の国名を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

14　「【国籍】」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国（特例出願行規則第３条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「【国籍】」の欄は設けるに及ばない。

15　実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の承継の届出をするときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【届出関係事項】」の欄を設けて、実用新案出願行規則第３条第４項ニに掲げて準用する特許出願行規則第３条第１項各号の事項を記載する。

16　代理人が手続をするときは、「【住所又は居所】」の次に「【手続き】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。

17　代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人であっては、「【代表者】」）の次に「【代理権の有無事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人○○の代理人」のように記載する。

18　代理人によるときは、本人が法人の場合にあっては「【実用新案登録出願人】」の欄の「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

19　「【発明者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、実用新案登録出願人の場所について特分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【特分】」の欄を設けて（○/○）のように分数で記載し、もとの実用新案登録出願において、実用新案登録出願人に係る代表者を定めていたときは、代表者として選定されている実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【筆頭関係事項】」の欄を設けて、実用新案出願行規則第３条第４項ニに掲げて準用する特許出願行規則第３条第１項各号の事項を記載する。

20　代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の次に「【代理権の有無事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人○○の代理人」のように記載する。

21　「【特許番号】」の欄には、「【国際出願番号】」の次に「【出願日】」の欄を設けて、出願日（国際出願にあっては、国際出願日）を記載する。

22　「【実用新案登録出願】」の欄の次に「【提出物件目録】」の欄を設けて、「【物件名】」の欄を設けて、提出物件の目録を記載する。

23　「【提出日】　令和　年　月　日」の欄には、電子情報処理組織を利用して手続を行うときは、その手続をするときの年月日を記載する。

24　届出に係るものが実用新案登録出願であるときは、「【提出物件】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設けて、「【物件名】」の欄を設けて、その目録を記載する（第４項２に掲げる事項等令別表第２号の３書式に定める納付書番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。）。

25　実用新案法施行規則第３条第４項において準用する特許法施行規則第２条第１項の規定により実用新案法第３条において準用する特許法第３条第２項に規定する別段の定又は見出（明治特許法第第特号）第３条第１項ただし書の規定を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（第第３に掲げる「【その他】」の欄に出願人の活況特質を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

26　届出に係るものが実用新案登録出願において、特例出願行規則３条の規定により、実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第４項に規定する同条第１項又は第３項の規定の適用を受けようとする旨を欄に、書面の提出に代えて為替の郵便為替の発行所名の表示の適用を受けようとしたときは、「【特記事項】」の欄の「平成５年改正法附則第５条第１項の規定による実用新案登録出願」の記載の次に行を改めて、「実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。

27　実用新案法施行規則第３条第３項ただし書の規定により、実用新案法第11条第１項において準用する特許法第１条第２項に規定する書面の提出に代えて「パリ条約による優先権を主張しようとする旨等を欄に記載していたときは、「【代理人】」（第第２に該当するときは、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願であっては、「【出願国】」及び「【出願日】」を設けて、「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願であっては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が決明されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の欄欄に記載した整理番号を記載する。また、２以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】

28　「【国際特許分類】」の欄には、国際特許分類に関する1971年３月５日のストラスブール協定第２条(1)の分類のグループ又は第４条(1)(ii)の分類のサブグループを記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

29　実用新案法施行規則第３条第４項において準用する特許法施行規則第３条第１項の規定により実用新案法第３条において準用する特許法第３条第２項に規定する別段の定又は見出（明治特許法第第特号）第３条第１項ただし書の規定を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（第第３に掲げる「【その他】」の欄に出願人の活況特質を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

30　「【納付年分】」の欄には、「第１年分から第３年分」のように納付年分を記載する。

31　「【手数料の表示】」の欄は、特例出願行規則第３条第３項の規定により見込額から納付の年比を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる金額の数（円）、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。を記載する。実用新案法第11条第３項ただし書又は第30条第３項ただし書の規定により、現金により登録料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して年比納付を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、後入関係事務特別省令別紙第２号の３書式に定める納付書番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

32　実用新案法施行規則第３条第４項において準用する特許法施行規則第３条第１項の規定により実用新案法第３条において準用する特許法第３条第２項に規定する別段の定又は見出（明治特許法第第特号）第３条第１項ただし書の規定を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（第第３に掲げる「【その他】」の欄に出願人の活況特質を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

33　届出に係るものが実用新案登録出願であるときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（第第３に掲げる「【その他】」の欄に出願人の活況特質を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

34　届出に係るものが実用新案登録出願であるときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、提出物件の目録を記載する。

35　変更の届出に係るものが実用新案登録出願であるときは、特例出願行規則第３条の規定により、実用新案法第３条第４項に掲げる書面の提出に代えて同条第１項の規定による優先権を主張しようとする旨等を欄に記載していたときは、「【代理人】」（第第２に該当するときは、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願であっては、「【出願国】」及び「【出願日】」を設けて、「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願であっては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が決明されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の欄欄に記載した整理番号を記載する。また、２以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】

36　「【提出日】　令和　年　月　日」の欄には、電子情報処理組織を利用して手続を行うときは、その手続をするときの年月日を記載する。

37　「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、提出物件の目録を記載する。

38　特例出願行規則第４条第１項の規定により知能委任状を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄の「【知能委任状番号】」の欄を設けて、知能委任状の番号を記載する。また、２以上の知能委任状を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄にのちのように欄を繰り返し設けて記載する。

【知能委任状番号】
【知能委任状番号】

39　同時に２以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であって知能証明書を提出してその旨を有するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、知能証明書の書類名を記載し、その次に「【提出の表示】」の欄を設けて、提出された知能証明書の提出される手続に係る事件の表示を記載する。また、他の事件に係る手続について既に特許庁に証明書を提出した場合であって、その事項に変更がない場合において知能証明書を提出してその提出を省略するときは、「【提出の表示】」の欄に提出する手続の今ち、当該出願に係る有案を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を２以上記載する場合は行を改めて記載する。

40　「【提出日】　令和　年　月　日」の欄には、電子情報処理組織を利用して手続を行うときは、その手続をするときの年月日を記載する。

41　「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、提出物件の目録を記載する。

42　特例出願行規則第４条第１項の規定により知能委任状を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄の「【知能委任状番号】」の欄を設けて、知能委任状の番号を記載する。また、２以上の知能委任状を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄にのちのように欄を繰り返し設けて記載する。

【知能委任状番号】
【知能委任状番号】

43　同時に２以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であって知能証明書を提出してその旨を有するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、知能証明書の書類名を記載し、その次に「【提出の表示】」の欄を設けて、提出された知能証明書の提出される手続に係る事件の表示を記載する。また、他の事件に係る手続について既に特許庁に証明書を提出した場合であって、その事項に変更がない場合において知能証明書を提出してその提出を省略するときは、「【提出の表示】」の欄に提出する手続の今ち、当該出願に係る有案を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を２以上記載する場合は行を改めて記載する。

44　「【提出日】　令和　年　月　日」の欄には、電子情報処理組織を利用して手続を行うときは、その手続をするときの年月日を記載する。

45　「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、提出物件の目録を記載する。

46　「【国際特許分類】」の欄には、国際特許分類に関する1971年３月５日のストラスブール協定第２条(1)の分類のグループ

附則様式第5（附則第5条関係）

附則様式第５（附則第５条関係）（平十八財令四七・平七財令五四・平十四財令五六・平十八財令四七・令元財令三一・一部改正）

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】 平成５年改正法附則第５条第５項の規定による実用新案登録出願

【提出日】 令和　　年　　月　　日

【あて先】 特許庁長官　　殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は予納明細書提出日】

【国際特許分類】

【考案の名称】

【請求項の数】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】　　第１年分から第　　年分

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書　　１

【物件名】 図面　　１

【物件名】 要約書　　１

【備考】

１　「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成初年特許願第何号」又は「平成何年実用登録願第何号」、「【出願日又は予納明細書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願又は実用登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの特許出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は予納明細書提出日】」には「平成年月日出願出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日又は予納明細書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、もとの実用登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日出願出の実用登録出願」のようにもとの実用登録出願の年月日を記載する。

２　「【手数料の表示】」の欄は、特許法施行規則第40条第２項の規定により見込額のみの納付を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる出願手数料と登録料の合算額を記載する。実用新案法第５条第３項ただし書及び第54条第４項ただし書の規定により、現金により出願手数料及び登録料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、農人関係事務特例省令別表第３号の３書式に定める納付書番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、出願手数料及び登録料は一の納付書を使用して納付しなければならない。

３　特許法施行規則第13条の規定により、実用新案法第13条第１項において準用する特許法第36条第４項に規定する同条第１項又は第３項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて簡易の書類性の優先の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載するときは、「【特記事項】」の欄の「平成５年改正法附則第５条第５項の規定による実用新案登録出願」の記載の次に行を改めて、「実用新案法第13条第１項において準用する特許法第36条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第13条第１項において準用する特許法第36条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。

４　特許法施行規則第13条の規定により、実用新案法第13条第１項において準用する特許法第５条第１項に規定する書類の提出に代えて パリ条約による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第４条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又はパリ条約第４条D(1)の規定により書類の提出を求められた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

附　則（平成七年六月二七日通商産業省令第五七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二条及び第二十三条第十三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定（「【考案の名称】」を削る部分を除く。）並びに同規則様式第十六の改正規定（同様式に備考２を加える部分に限る。）、第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定（「公告」を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定（特許登録令施行規則第七条第三項、第三十一条第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「、第百二十六条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」を「若しくは第百二十六条第一項」に改める部分並びに同規則第二十八条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、第十一条及び第十二条の規定並びに附則第二条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附　則（平成八年九月一一日通商産業省令第六四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附　則（平成八年一二月二五日通商産業省令第七九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第七条　特例法施行規則の施行日前にした実用新案登録出願及びこれに係る手続については、同規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定にかかわらず、第七条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第九条の三の規定を適用する。

２　特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則第三条第一項及び特例法施行規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた実用新案法施行規則の様式に規定する手続に係る書面と添付書類との間及び添付書類各葉の間の割印については、これらの規定にかかわらず、要しないものとする。

附　則（平成九年三月二四日通商産業省令第二一号）

（施行期日）

１　この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願（この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）による改正前の特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。）第九条第一項において準用する場合を含む。）、平成五年旧実用新案法第八条第三項、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（昭和六十年旧特許法第百五十九条第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）、昭和六十年旧特許法第百六十一条の三第一項（昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）又は平成五年改正法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるもの

を除く。）に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

3　特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則第三条第一項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下この項において「特例法施行規則」という。）附則第三条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則、実用新案法施行規則及び特例法施行規則に規定する手続については、これらの規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七条の五の規定、第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条の規定並びに第四条の規定による改正後の特例法施行規則第十九条の二及び第二十九条の二の規定を適用する。

附　則（平成九年五月二九日通商産業省令第八八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附　則（平成一〇年一月八日通商産業省令第一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条　この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附　則（平成一〇年六月一六日通商産業省令第五七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願又は国際出願については、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年一二月一八日通商産業省令第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附　則（平成一一年三月一〇日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年一二月二八日通商産業省令第一三二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第四条　平成十二年一月一日前に実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文若しくは同法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願又は平成十二年一月一日前に同法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る手続については、第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則の規定（同規則第二十三条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（平成一二年三月三一日通商産業省令第九二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年一一月二〇日通商産業省令第三五七号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一四年八月一日経済産業省令第九四号）

（施行期日）

第一条　この省令は特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年九月一日）から施行する。

（継続中の特許出願及び実用新案登録出願に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る様式第二十九の備考１５のホ及び実用新案登録出願に係る様式第三の備考１４のホの適用については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附　則（平成一五年六月六日経済産業省令第七二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前にした実用新案登録出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。

附　則（平成一五年九月四日経済産業省令第九九号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附　則（平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

（平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置）

第四条　特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての平成五年改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であって、この省令の施行後に請求されるものについては、平成五年改正省令附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条による改正前の実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する平成五年改正省令第一条による改正前の特許法施行規則第七章の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章の規定を準用する。

附　則（平成一五年一二月一一日経済産業省令第一五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第十二条の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

附　則（平成一六年三月二日経済産業省令第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附　則（平成一六年六月四日経済産業省令第六九号）　抄

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年三月二九日経済産業省令第三〇号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号）

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附　則（平成一七年一二月一二日経済産業省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附　則（平成一九年三月三〇日経済産業省令第二六号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（特許法施行規則等の改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二及び第三十八条の二の三（第三条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附　則（平成一九年八月三日経済産業省令第五〇号）

この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

附　則（平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附　則（平成二〇年一二月二六日経済産業省令第九〇号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附　則（平成二一年一月三〇日経済産業省令第五号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二三年一二月二八日経済産業省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置）

第五条　特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての平成五年改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であって、この省令の施行後に請求されるものについては、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号。以下「平成五年改正省令」という。）附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条による改正前の実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する平成五年改正省令第一条による改正前の特許法施行規則第七章の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章の規定を準用する。

附　則（平成二四年一一月三〇日経済産業省令第八六号）抄

この省令は、平成二十五年三月十七日から施行する。

附　則（平成二七年二月二〇日経済産業省令第六号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する新特許法施行規則第三十八条の十四の規定は、この省令の施行前に旧特許法施行規則第三十八条の十四第一項に規定する期間内に特許協力条約第八条の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は実用新案法第四十八条の十六第一項の申出をする者によって、規則１７．１（ａ）に規定する優先権書類の提出がなかった場合については、適用しない。

附　則（平成二七年二月二〇日経済産業省令第七号）

この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二七年六月二二日経済産業省令第五一号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第七項の規定は、施行日以後に実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求をする国際実用新案登録出願又は同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際実用新案登録出願について適用し、施行日前に同法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求をした国際実用新案登録出願又は同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附　則（平成二八年三月二五日経済産業省令第三六号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附　則（平成三一年二月一二日経済産業省令第一二号）抄

（施行期日）

1　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附　則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年九月一三日経済産業省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年五月二〇日経済産業省令第四九号）

（施行期日）

1　この省令は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願については、なお従前の例による。

附　則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

附　則（令和四年二月二五日経済産業省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第四条（第五号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附　則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附　則（令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定は、第二条の規定による実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。

附　則（令和四年九月二六日経済産業省令第七五号）　抄

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附　則（令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附　則（令和五年三月一三日経済産業省令第一〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附　則（令和五年一二月一八日経済産業省令第五八号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

様式第１（第１条の２関係）

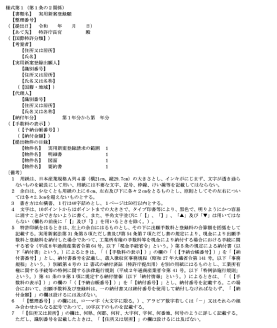

様式第１（第１条の２関係）

【書類名】　実用新案登録願
【あて先】　特許庁長官
【提出日】　令和　年　月　日
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際特許分類】
【考案者】
【住所又は居所】
【氏名】
【実用新案登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【国籍・地域】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】　第１年分から第　年分
【手数料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
【提出物件の目録】
【物件名】　実用新案登録請求の範囲　１
【物件名】　明細書　１
【物件名】　図面　１
【物件名】　要約書　１
（備考）
１．用紙は、日本産業規格A列４番（横210mm、縦297mm）の大きさとし、インキ黒に仕上げ、文字は通常使用されている範囲にとどめ、行間には不要な文字、記号、仲裁、ハ〜ヘ欄等を記載してはならない。
２．余白は、少なくとも天端部分において上部２cm、左右及び下に各２cmとるものとし、原紙としてそのまま用いることができるものとする。
３．書き方は横書、１行20字詰のとし、１ページ25行以内とする。
４．文字は、1MPイメントしたはイメントしたものとする。ただし、ゴシック体、ローマ字（ローマ字書等により、明瞭に明らかな誤記とならない欄外の欄に「L」及び「J」を付ゆ（ゆ）、「J」）、「▲」及び「▼」は用いてはならない。欄外の欄に「L」及び「J」を付ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
４９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
５９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
６９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
７９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
８９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
９９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１００．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１０９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１１９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１２９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１３９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１４９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１５９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１６９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１７９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１８９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
１９９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２００．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２０９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２１９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２２９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２３９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２４９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２５９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２６９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２７９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２８９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
２９９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３００．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０７．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０８．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３０９．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３１０．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３１１．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３１２．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３１３．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３１４．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３１５．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ）とする。
３１６．明瞭印刷ゆ（ゆ）とは、出力ゆ（ゆ）とは、ゆ

14　第１条の２第３項の規定により、産業技術力強化法第17条第１項の規定による特定研究開発等成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特定の産業技術力の増進に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和○年度、○○省、○○産業技術、産業技術力強化法第２条第１項の規定による特定研究開発成果」（以下「令和○年度、○○省、○○産業技術、産業技術力強化法第２条第１項の規定による特定研究開発成果」という。）と記載する。

15　第２条第２項において準用する特許法第７条第１項の規定による１以上の出願人の者の共有に係る特許出願をしようとするときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【共有に係る特許出願】」の欄を設けて、「共有」と記載する。ただし、特許法第７条第２項の規定により共有者の持分が均等であると見なされる出願人の出願（特許法第７条第２項ただし書に規定する場合にあつては、その持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この項及びこれに続く第６項において「合算して得た額」という。）を持分とする。）、「【納付年分】」（「【特許出願人】」の欄を設けて、「【特許の種別】」の欄を設けて、「【特許の種別】」の欄を設けて、「○○パテント」のように出願人のすべての者の持分の割合を記載する。

16　第２条第３項に規定する共有に係る出願からも補完を受けた者を含むその者の共有に係る出願であつて、当該出願の日から６月を経過しないものを含むその者の共有に係る特許出願（特許法第７条第２項ただし書に規定する場合にあつては、合算して得た額）の持分の割合が、１／２（１／３（１／４（１／５（１／６（１／７（１／８（１／９（１／１０（１／１１（１／１２（１／１３（１／１４（１／１５（１／１６（１／１７（１／１８（１／１９（１／２０（１／２１（１／２２（１／２３（１／２４（１／２５（１／２６（１／２７（１／２８（１／２９（１／３０（１／３１（１／３２（１／３３（１／３４（１／３５（１／３６（１／３７（１／３８（１／３９（１／４０（１／４１（１／４２（１／４３（１／４４（１／４５（１／４６（１／４７（１／４８（１／４９（１／５０（１／５１（１／５２（１／５３（１／５４（１／５５（１／５６（１／５７（１／５８（１／５９（１／６０（１／６１（１／６２（１／６３（１／６４（１／６５（１／６６（１／６７（１／６８（１／６９（１／７０（１／７１（１／７２（１／７３（１／７４（１／７５（１／７６（１／７７（１／７８（１／７９（１／８０（１／８１（１／８２（１／８３（１／８４（１／８５（１／８６（１／８７（１／８８（１／８９（１／９０（１／９１（１／９２（１／９３（１／９４（１／９５（１／９６（１／９７（１／９８（１／９９（１／１００）を超えるときは、その者の持分の割合を記載する。

17　第２条第４項において準用する特許法第７条第２項の規定により、特許庁長官が、特許法第７条第２項ただし書に規定する場合にあつては、合算して得た額を基礎として、その者の持分を認定した旨及び認定した割合を示したときは、「【代理人】」の欄の次に「【特許の種別】」の欄を設けて、「【特許の種別】」の欄を設けて、「【特許の種別】」の欄を設けて、「○○パテント」のように出願人のすべての者の持分の割合を記載する。

18　第２条第５項において準用する特許法第７条第２項の規定により、特許庁長官が、特許法第７条第２項ただし書に規定する場合にあつては、合算して得た額を基礎として、その者の持分を認定した旨及び認定した割合を示したときは、「【特許の種別】」の欄の次に「【特許事項】」の欄を設けて、「【実用新案登録１条第１項において準用する特許法第７条第２項の規定により共有者の持分が均等であると見なされる出願人の出願の場合にあつては、合算して得た額を基礎として、その者の持分を認定した旨及び認定した割合を示したときは、

意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】の次に「【氏名又は名称英語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、出願人があって は、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

4　第35条第3項において準用する特許出願の拒絶理由通知書第3項又は第5項の規定により記載事項又は図面の提出を命ずるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の番号を記載し、その次に「【提示の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、3以上の証明書等の提出を命ずるときは、「【提出物件の目録】」の欄にのべつぎに欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【提示の表示】

【物件名】

【提示の表示】

5　その他は、様式第1の備考と同様とする。

様式第３（第２条関係）

様式第３（第２条関係）

【書類名】　明細書

【考案の名称】

【技術分野】

【特許請求】

【発明の詳細な説明】

【考案の目的】

【考案の開示】

【考案の効果】

【図面の簡単な説明】

【図１】

【考案を実施するための形態】

【実施例】

【産業上の利用可能性】

【符号の説明】

【図面】

【書式】

１　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21 cm、縦29７cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通ならないような紙面として用い、用紙には不要な文字、記号、印紙、ゴミ罫等を記載してはならない。

２　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々２cmをとるものとし、原稿としてその右右については各々２２cmを超えないものとする。

３　書き方は左横書、１行は40字程のとし、１ページ25行以内とし、各ページの上の余白部分の有端にページ番号を入れる。

４　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ間隔に消すことができるように書き、字体は、ゴシック体を使用し、常用漢字及びアラビア数字を用いる。この場合において、「【考案の名称】」の欄に記載する当該考案の内容については、半角文字にしてはならない。また、「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない。（欄名の前後「【」及び「】」を用いるときを除く。）。

５　各用紙においては、原稿として様式、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。

６　文章は日語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の内容を記載する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記載に代えてはならない。

７　用語は、学術用語を用いる。

８　用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通して統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

９　登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。

10　発生物、外国名の地理等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名のほか括弧をして その原語を記載する。

11　化学物質を記載する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが困難なときは、化学構造を簡単にかつ正確に表わすような化学式を記載する。

12　「【考案の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該考案の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

13　「【考案の詳細な説明】」は、第３条及び実用新案法第６条第４項に規定するところに従い、「【考案の名称】」の欄に次の事項で記載する。

イ　原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の表示し付す。

ロ　実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来の技術があるときは、なるべくそれを記載し、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の表示しをそれ付す。

ハ　従来の技術に関する文献が存在するときは、その文献名をなるべく記載する。特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【特許文献】」の表示し を付し、学術雑誌の名称その他文献名を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【非特許文献】」の表示しを付し、これらの記載の前には なるべく「【先行技術文献】」の表示しを付す。

ニ　原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来の技術との関係において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の表示し を付し、これらの表示し の前には、「【考案の概要】」の表示しを付す。

ホ　実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をその よりに実施する方法を明瞭で かつ十分に考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものがなにとも一つ以上で記載し、当該記載事項の前には、「【考案を実施するための形態】」の表示しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」、「【実施例２】」のように記載する旨を付し、「【実施例１】」の表示しを付す。

ヘ　実用新案登録を受けようとする考案が従来と同等であることが明らかでないときは、実用新案登録を受けようとする考案の従来との共用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく「【従来との共用可能性】」の表示しを付す。

14　「【図面の簡単な説明】」は、図の説明ごとに行を改めて「【図１の説明】」、「【図２】説明図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の表示しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載することは、当該符号の説明の前には、なるべく「【符号の説明】」の表示しを付す。

15　「【図面】」は、表又は日本産業規格Ｘ0208号（平成24年）（情報交換用漢字符号表。以下「日本産業規格Ｘ0208」という。）に定める以下の文字以外の文字（以下「文字以外」という。）を用いないものとする場合には、縦297mm、横210mmを超えて記載してはならず、その書等を行いたり字式等を編集べ ジに記載してはならない。この場合において、文字以外を記載しようとするときは文字以外の記号の前に「【0.1】」、「【0.2】」のように、数字を記載しようとするときは数字の前に「【数１】」、「【数２】」のように記載する前字により文字記載番号を付して記載する。

16　電磁的方式又は「ＣＤ－Ｒ」等の方式で記載する場合に、記録媒体を記録したＣＤＲディスクを提出するときは「【記録媒体】」の表示しを付す。この場合、「【記録媒体】」の表示しは表示しにならない。記録媒体を電子情報処理組織（以下「ＣＡＤＳＹＳＴＥＭ」という。）を使用して作成するときは、「【ＣＡＤＳＹＳＴＥＭ】」の表示しの前に「【記録媒体】」の表示しを付す。この場合において、「【記録媒体】」の表示しは記録番号を付してはならない。

17　明細書（図面を含む。）には原則として、考案の詳細な説明の前に、図面の簡単な説明の表示を記載する。この場合において、「【図面の簡単な説明】」の表示しの前に表題番号を付し、これの表示しの前に表題番号を付してはならない。また、「【６１】」、「【６１】」、「【６１】」、「【図１】」、「【図２】」、「【図３】」、「【図４】」、「【図５】」、「【図６】」、「【図７】」、「【図８】」、「【図９】」、「【図１０】」、「【図１１】」、「【図１２】」、「【図１３】」、「【図１４】」、「【図１５】」、「【図１６】」、「【図１７】」、「【図１８】」、「【図１９】」、「【図２０】」、「【図２１】」、「【図２２】」、「【図２３】」、「【図２４】」、「【図２５】」、「【図２６】」、「【図２７】」、「【図２８】」、「【図２９】」、「【図３０】」、「【図３１】」、「【図３２】」、「【図３３】」、「【図３４】」、「【図３５】」、「【図３６】」、「【図３７】」、「【図３８】」、「【図３９】」、「【図４０】」、「【図４１】」、「【図４２】」、「【図４３】」、「【図４４】」、「【図４５】」、「【図４６】」、「【図４７】」、「【図４８】」、「【図４９】」、「【図５０】」、「【図５１】」、「【図５２】」、「【図５３】」、「【図５４】」、「【図５５】」、「【図５６】」、「【図５７】」、「【図５８】」、「【図５９】」、「【図６０】」、「【図６１】」、「【図６２】」、「【図６３】」、「【図６４】」、「【図６５】」、「【図６６】」、「【図６７】」、「【図６８】」、「【図６９】」、「【図７０】」、「【図７１】」、「【図７２】」、「【図７３】」、「【図７４】」、「【図７５】」、「【図７６】」、「【図７７】」、「【図７８】」、「【図７９】」、「【図８０】」、「【図８１】」、「【図８２】」、「【図８３】」、「【図８４】」、「【図８５】」、「【図８６】」、「【図８７】」、「【図８８】」、「【図８９】」、「【図９０】」、「【図９１】」、「【図９２】」、「【図９３】」、「【図９４】」、「【図９５】」、「【図９６】」、「【図９７】」、「【図９８】」、「【図９９】」、「【図１００】」、「【図１０１】」、「【図１０２】」、「【図１０３】」、「【図１０４】」、「【図１０５】」、「【図１０６】」、「【図１０７】」、「【図１０８】」、「【図１０９】」、「【図１１０】」、「【図１１１】」、「【図１１２】」、「【図１１３】」、「【図１１４】」、「【図１１５】」、「【図１１６】」、「【図１１７】」、「【図１１８】」、「【図１１９】」、「【図１２０】」、「【図１２１】」、「【図１２２】」、「【図１２３】」、「【図１２４】」、「【図１２５】」、「【図１２６】」、「【図１２７】」、「【図１２８】」、「【図１２９】」、「【図１３０】」、「【図１３１】」、「【図１３２】」、「【図１３３】」、「【図１３４】」、「【図１３５】」、「【図１３６】」、「【図１３７】」、「【図１３８】」、「【図１３９】」、「【図１４０】」、「【図１４１】」、「【図１４２】」、「【図１４３】」、「【図１４４】」、「【図１４５】」、「【図１４６】」、「【図１４７】」、「【図１４８】」、「【図１４９】」、「【図１５０】」、「【図１５１】」、「【図１５２】」、「【図１５３】」、「【図１５４】」、「【図１５５】」、「【図１５６】」、「【図１５７】」、「【図１５８】」、「【図１５９】」、「【図１６０】」、「【図１６１】」、「【図１６２】」、「【図１６３】」、「【図１６４】」、「【図１６５】」、「【図１６６】」、「【図１６７】」、「【図１６８】」、「【図１６９】」、「【図１７０】」、「【図１７１】」、「【図１７２】」、「【図１７３】」、「【図１７４】」、「【図１７５】」、「【図１７６】」、「【図１７７】」、「【図１７８】」、「【図１７９】」、「【図１８０】」、「【図１８１】」、「【図１８２】」、「【図１８３】」、「【図１８４】」、「【図１８５】」、「【図１８６】」、「【図１８７】」、「【図１８８】」、「【図１８９】」、「【図１９０】」、「【図１９１】」、「【図１９２】」、「【図１９３】」、「【図１９４】」、「【図１９５】」、「【図１９６】」、「【図１９７】」、「【図１９８】」、「【図１９９】」、「【図２００】」、「【図２０１】」、「【図２０２】」、「【図２０３】」、「【図２０４】」、「【図２０５】」、「【図２０６】」、「【図２０７】」、「【図２０８】」、「【図２０９】」、「【図２１０】」、「【図２１１】」、「【図２１２】」、「【図２１３】」、「【図２１４】」、「【図２１５】」、「【図２１６】」、「【図２１７】」、「【図２１８】」、「【図２１９】」、「【図２２０】」、「【図２２１】」、「【図２２２】」、「【図２２３】」、「【図２２４】」、「【図２２５】」、「【図２２６】」、「【図２２７】」、「【図２２８】」、「【図２２９】」、「【図２３０】」、「【図２３１】」、「【図２３２】」、「【図２３３】」、「【図２３４】」、「【図２３５】」、「【図２３６】」、「【図２３７】」、「【図２３８】」、「【図２３９】」、「【図２４０】」、「【図２４１】」、「【図２４２】」、「【図２４３】」、「【図２４４】」、「【図２４５】」、「【図２４６】」、「【図２４７】」、「【図２４８】」、「【図２４９】」、「【図２５０】」、「【図２５１】」、「【図２５２】」、「【図２５３】」、「【図２５４】」、「【図２５５】」、「【図２５６】」、「【図２５７】」、「【図２５８】」、「【図２５９】」、「【図２６０】」、「【図２６１】」、「【図２６２】」、「【図２６３】」、「【図２６４】」、「【図２６５】」、「【図２６６】」、「【図２６７】」、「【図２６８】」、「【図２６９】」、「【図２７０】」、「【図２７１】」、「【図２７２】」、「【図２７３】」、「【図２７４】」、「【図２７５】」、「【図２７６】」、「【図２７７】」、「【図２７８】」、「【図２７９】」、「【図２８０】」、「【図２８１】」、「【図２８２】」、「【図２８３】」、「【図２８４】」、「【図２８５】」、「【図２８６】」、「【図２８７】」、「【図２８８】」、「【図２８９】」、「【図２９０】」、「【図２９１】」、「【図２９２】」、「【図２９３】」、「【図２９４】」、「【図２９５】」、「【図２９６】」、「【図２９７】」、「【図２９８】」、「【図２９９】」、「【図３００】」、「【図３０１】」、「【図３０２】」、「【図３０３】」、「【図３０４】」、「【図３０５】」、「【図３０６】」、「【図３０７】」、「【図３０８】」、「【図３０９】」、「【図３１０】」、「【図３１１】」、「【図３１２】」、「【図３１３】」、「【図３１４】」、「【図３１５】」、「【図３１６】」、「【図３１７】」、「【図３１８】」、「【図３１９】」、「【図３２０】」、「【図３２１】」、「【図３２２】」、「【図３２３】」、「【図３２４】」、「【図３２５】」、「【図３２６】」、「【図３２７】」、「【図３２８】」、「【図３２９】」、「【図３３０】」、「【図３３１】」、「【図３３２】」、「【図３３３】」、「【図３３４】」、「【図３３５】」、「【図３３６】」、「【図３３７】」、「【図３３８】」、「【図３３９】」、「【図３４０】」、「【図３４１】」、「【図３４２】」、「【図３４３】」、「【図３４４】」、「【図３４５】」、「【図３４６】」、「【図３４７】」、「【図３４８】」、「【図３４９】」、「【図３５０】」、「【図３５１】」、「【図３５２】」、「【図３５３】」、「【図３５４】」、「【図３５５】」、「【図３５６】」、「【図３５７】」、「【図３５８】」、「【図３５９】」、「【図３６０】」、「【図３６１】」、「【図３６２】」、「【図３６３】」、「【図３６４】」、「【図３６５】」、「【図３６６】」、「【図３６７】」、「【図３６８】」、「【図３６９】」、「【図３７０】」、「【図３７１】」、「【図３７２】」、「【図３７３】」、「【図３７４】」、「【図３７５】」、「【図３７６】」、「【図３７７】」、「【図３７８】」、「【図３７９】」、「【図３８０】」、「【図３８１】」、「【図３８２】」、「【図３８３】」、「【図３８４】」、「【図３８５】」、「【図３８６】」、「【図３８７】」、「【図３８８】」、「【図３８９】」、「【図３９０】」、「【図３９１】」、「【図３９２】」、「【図３９３】」、「【図３９４】」、「【図３９５】」、「【図３９６】」、「【図３９７】」、「【図３９８】」、「【図３９９】」、「【図４００】」、「【図４０１】」、「【図４０２】」、「【図４０３】」、「【図４０４】」、「【図４０５】」、「【図４０６】」、「【図４０７】」、「【図４０８】」、「【図４０９】」、「【図４１０】」、「【図４１１】」、「【図４１２】」、「【図４１３】」、「【図４１４】」、「【図４１５】」、「【図４１６】」、「【図４１７】」、「【図４１８】」、「【図４１９】」、「【図４２０】」、「【図４２１】」、「【図４２２】」、「【図４２３】」、「【図４２４】」、「【図４２５】」、「【図４２６】」、「【図４２７】」、「【図４２８】」、「【図４２９】」、「【図４３０】」、「【図４３１】」、「【図４３２】」、「【図４３３】」、「【図４３４】」、「【図４３５】」、「【図４３６】」、「【図４３７】」、「【図４３８】」、「【図４３９】」、「【図４４０】」、「【図４４１】」、「【図４４２】」、「【図４４３】」、「【図４４４】」、「【図４４５】」、「【図４４６】」、「【図４４７】」、「【図４４８】」、「【図４４９】」、「【図４５０】」、「【図４５１】」、「【図４５２】」、「【図４５３】」、「【図４５４】」、「【図４５５】」、「【図４５６】」、「【図４５７】」、「【図４５８】」、「【図４５９】」、「【図４６０】」、「【図４６１】」、「【図４６２】」、「【図４６３】」、「【図４６４】」、「【図４６５】」、「【図４６６】」、「【図４６７】」、「【図４６８】」、「【図４６９】」、「【図４７０】」、「【図４７１】」、「【図４７２】」、「【図４７３】」、「【図４７４】」、「【図４７５】」、「【図４７６】」、「【図４７７】」、「【図４７８】」、「【図４７９】」、「【図４８０】」、「【図４８１】」、「【図４８２】」、「【図４８３】」、「【図４８４】」、「【図４８５】」、「【図４８６】」、「【図４８７】」、「【図４８８】」、「【図４８９】」、「【図４９０】」、「【図４９１】」、「【図４９２】」、「【図４９３】」、「【図４９４】」、「【図４９５】」、「【図４９６】」、「【図４９７】」、「【図４９８】」、「【図４９９】」、「【図５００】」、「【図５０１】」、「【図５０２】」、「【図５０３】」、「【図５０４】」、「【図５０５】」、「【図５０６】」、「【図５０７】」、「【図５０８】」、「【図５０９】」、「【図５１０】」、「【図５１１】」、「【図５１２】」、「【図５１３】」、「【図５１４】」、「【図５１５】」、「【図５１６】」、「【図５１７】」、「【図５１８】」、「【図５１９】」、「【図５２０】」、「【図５２１】」、「【図５２２】」、「【図５２３】」、「【図５２４】」、「【図５２５】」、「【図５２６】」、「【図５２７】」、「【図５２８】」、「【図５２９】」、「【図５３０】」、「【図５３１】」、「【図５３２】」、「【図５３３】」、「【図５３４】」、「【図５３５】」、「【図５３６】」、「【図５３７】」、「【図５３８】」、「【図５３９】」、「【図５４０】」、「【図５４１】」、「【図５４２】」、「【図５４３】」、「【図５４４】」、「【図５４５】」、「【図５４６】」、「【図５４７】」、「【図５４８】」、「【図５４９】」、「【図５５０】」、「【図５５１】」、「【図５５２】」、「【図５５３】」、「【図５５４】」、「【図５５５】」、「【図５５６】」、「【図５５７】」、「【図５５８】」、「【図５５９】」、「【図５６０】」、「【図５６１】」、「【図５６２】」、「【図５６３】」、「【図５６４】」、「【図５６５】」、「【図５６６】」、「【図５６７】」、「【図５６８】」、「【図５６９】」、「【図５７０】」、「【図５７１】」、「【図５７２】」、「【図５７３】」、「【図５７４】」、「【図５７５】」、「【図５７６】」、「【図５７７】」、「【図５７８】」、「【図５７９】」、「【図５８０】」、「【図５８１】」、「【図５８２】」、「【図５８３】」、「【図５８４】」、「【図５８５】」、「【図５８６】」、「【図５８７】」、「【図５８８】」、「【図５８９】」、「【図５９０】」、「【図５９１】」、「【図５９２】」、「【図５９３】」、「【図５９４】」、「【図５９５】」、「【図５９６】」、「【図５９７】」、「【図５９８】」、「【図５９９】」、「【図６００】」、「【図６０１】」、「【図６０２】」、「【図６０３】」、「【図６０４】」、「【図６０５】」、「【図６０６】」、「【図６０７】」、「【図６０８】」、「【図６０９】」、「【図６１０】」、「【図６１１】」、「【図６１２】」、「【図６１３】」、「【図６１４】」、「【図６１５】」、「【図６１６】」、「【図６１７】」、「【図６１８】」、「【図６１９】」、「【図６２０】」、「【図６２１】」、「【図６２２】」、「【図６２３】」、「【図６２４】」、「【図６２５】」、「【図６２６】」、「【図６２７】」、「【図６２８】」、「【図６２９】」、「【図６３０】」、「【図６３１】」、「【図６３２】」、「【図６３３】」、「【図６３４】」、「【図６３５】」、「【図６３６】」、「【図６３７】」、「【図６３８】」、「【図６３９】」、「【図６４０】」、「【図６４１】」、「【図６４２】」、「【図６４３】」、「【図６４４】」、「【図６４５】」、「【図６４６】」、「【図６４７】」、「【図６４８】」、「【図６４９】」、「【図６５０】」、「【図６５１】」、「【図６５２】」、「【図６５３】」、「【図６５４】」、「【図６５５】」、「【図６５６】」、「【図６５７】」、「【図６５８】」、「【図６５９】」、「【図６６０】」、「【図６６１】」、「【図６６２】」、「【図６６３】」、「【図６６４】」、「【図６６５】」、「【図６６６】」、「【図６６７】」、「【図６６８】」、「【図６６９】」、「【図６７０】」、「【図６７１】」、「【図６７２】」、「【図６７３】」、「【図６７４】」、「【図６７５】」、「【図６７６】」、「【図６７７】」、「【図６７８】」、「【図６７９】」、「【図６８０】」、「【図６８１】」、「【図６８２】」、「【図６８３】」、「【図６８４】」、「【図６８５】」、「【図６８６】」、「【図６８７】」、「【図６８８】」、「【図６８９】」、「【図６９０】」、「【図６９１】」、「【図６９２】」、「【図６９３】」、「【図６９４】」、「【図６９５】」、「【図６９６】」、「【図６９７】」、「【図６９８】」、「【図６９９】」、「【図７００】」、「【図７０１】」、「【図７０２】」、「【図７０３】」、「【図７０４】」、「【図７０５】」、「【図７０６】」、「【図７０７】」、「【図７０８】」、「【図７０９】」、「【図７１０】」、「【図７１１】」、「【図７１２】」、「【図７１３】」、「【図７１４】」、「【図７１５】」、「【図７１６】」、「【図７１７】」、「【図７１８】」、「【図７１９】」、「【図７２０】」、「【図７２１】」、「【図７２２】」、「【図７２３】」、「【図７２４】」、「【図７２５】」、「【図７２６】」、「【図７２７】」、「【図７２８】」、「【図７２９】」、「【図７３０】」、「【図７３１】」、「【図７３２】」、「【図７３３】」、「【図７３４】」、「【図７３５】」、「【図７３６】」、「【図７３７】」、「【図７３８】」、「【図７３９】」、「【図７４０】」、「【図７４１】」、「【図７４２】」、「【図７４３】」、「【図７４４】」、「【図７４５】」、「【図７４６】」、「【図７４７】」、「【図７４８】」、「【図７４９】」、「【図７５０】」、「【図７５１】」、「【図７５２】」、「【図７５３】」、「【図７５４】」、「【図７５５】」、「【図７５６】」、「【図７５７】」、「【図７５８】」、「【図７５９】」、「【図７６０】」、「【図７６１】」、「【図７６２】」、「【図７６３】」、「【図７６４】」、「【図７６５】」、「【図７６６】」、「【図７６７】」、「【図７６８】」、「【図７６９】」、「【図７７０】」、「【図７７１】」、「【図７７２】」、「【図７７３】」、「【図７７４】」、「【図７７５】」、「【図７７６】」、「【図７７７】」、「【図７７８】」、「【図７７９】」、「【図７８０】」、「【図７８１】」、「【図７８２】」、「【図７８３】」、「【図７８４】」、「【図７８５】」、「【図７８６】」、「【図７８７】」、「【図７８８】」、「【図７８９】」、「【図７９０】」、「【図７９１】」、「【図７９２】」、「【図７９３】」、「【図７９４】」、「【図７９５】」、「【図７９６】」、「【図７９７】」、「【図７９８】」、「【図７９９】」、「【図８００】」、「【図８０１】」、「【図８０２】」、「【図８０３】」、「【図８０４】」、「【図８０５】」、「【図８０６】」、「【図８０７】」、「【図８０８】」、「【図８０９】」、「【図８１０】」、「【図８１１】」、「【図８１２】」、「【図８１３】」、「【図８１４】」、「【図８１５】」、「【図８１６】」、「【図８１７】」、「【図８１８】」、「【図８１９】」、「【図８２０】」、「【図８２１】」、「【図８２２】」、「【図８２３】」、「【図８２４】」、「【図８２５】」、「【図８２６】」、「【図８２７】」、「【図８２８】」、「【図８２９】」、「【図８３０】」、「【図８３１】」、「【図８３２】」、「【図８３３】」、「【図８３４】」、「【図８３５】」、「【図８３６】」、「【図８３７】」、「【図８３８】」、「【図８３９】」、「【図８４０】」、「【図８４１】」、「【図８４２】」、「【図８４３】」、「【図８４４】」、「【図８４５】」、「【図８４６】」、「【図８４７】」、「【図８４８】」、「【図８４９】」、「【図８５０】」、「【図８５１】」、「【図８５２】」、「【図８５３】」、「【図８５４】」、「【図８５５】」、「【図８５６】」、「【図８５７】」、「【図８５８】」、「【図８５９】」、「【図８６０】」、「【図８６１】」、「【図８６２】」、「【図８６３】」、「【図８６４】」、「【図８６５】」、「【図８６６】」、「【図８６７】」、「【図８６８】」、「【図８６９】」、「【図８７０】」、「【図８７１】」、「【図８７２】」、「【図８７３】」、「【図８７４】」、「【図８７５】」、「【図８７６】」、「【図８７７】」、「【図８７８】」、「【図８７９】」、「【図８８０】」、「【図８８１】」、「【図８８２】」、「【図８８３】」、「【図８８４】」、「【図８８５】」、「【図８８６】」、「【図８８７】」、「【図８８８】」、「【図８８９】」、「【図８９０】」、「【図８９１】」、「【図８９２】」、「【図８９３】」、「【図８９４】」、「【図８９５】」、「【図８９６】」、「【図８９７】」、「【図８９８】」、「【図８９９】」、「【図９００】」、「【図９０１】」、「【図９０２】」、「【図９０３】」、「【図９０４】」、「【図９０５】」、「【図９０６】」、「【図９０７】」、「【図９０８】」、「【図９０９】」、「【図９１０】」、「【図９１１】」、「【図９１２】」、「【図９１３】」、「【図９１４】」、「【図９１５】」、「【図９１６】」、「【図９１７】」、「【図９１８】」、「【図９１９】」、「【図９２０】」、「【図９２１】」、「【図９２２】」、「【図９２３】」、「【図９２４】」、「【図９２５】」、「【図９２６】」、「【図９２７】」、「【図９２８】」、「【図９２９】」、「【図９３０】」、「【図９３１】」、「【図９３２】」、「【図９３３】」、「【図９３４】」、「【図９３５】」、「【図９３６】」、「【図９３７】」、「【図９３８】」、「【図９３９】」、「【図９４０】」、「【図９４１】」、「【図９４２】」、「【図９４３】」、「【図９４４】」、「【図９４５】」、「【図９４６】」、「【図９４７】」、「【図９４８】」、「【図９４９】」、「【図９５０】」、「【図９５１】」、「【図９５２】」、「【図９５３】」、「【図９５４】」、「【図９５５】」、「【図９５６】」、「【図９５７】」、「【図９５８】」、「【図９５９】」、「【図９６０】」、「【図９６１】」、「【図９６２】」、「【図９６３】」、「【図９６４】」、「【図９６５】」、「【図９６６】」、「【図９６７】」、「【図９６８】」、「【図９６９】」、「【図９７０】」、「【図９７１】」、「【図９７２】」、「【図９７３】」、「【図９７４】」、「【図９７５】」、「【図９７６】」、「【図９７７】」、「【図９７８】」、「【図９７９】」、「【図９８０】」、「【図９８１】」、「【図９８２】」、「【図９８３】」、「【図９８４】」、「【図９８５】」、「【図９８６】」、「【図９８７】」、「【図９８８】」、「【図９８９】」、「【図９９０】」、「【図９９１】」、「【図９９２】」、「【図９９３】」、「【図９９４】」、「【図９９５】」、「【図９９６】」、「【図９９７】」、「【図９９８】」、「【図９９９】」、「【図１０００】」、「【図１００１】」、「【図１００２】」、「【図１００３】」、「【図１００４】」、「【図１００５】」、「【図１００６】」、「【図１００７】」、「【図１００８】」、「【図１００９】」、「【図１０１０】」、「【図１０１１】」、「【図１０１２】」、「【図１０１３】」、「【図１０１４】」、「【図１０１５】」、「【図１０１６】」、「【図１０１７】」、「【図１０１８】」、「【図１０１９】」、「【図１０２０】」、「【図１０２１】」、「【図１０２２】」、「【図１０２３】」、「【図１０２４】」、「【図１０２５】」、「【図１０２６】」、「【図１０２７】」、「【図１０２８】」、「【図１０２９】」、「【図１０３０】」、「【図１０３１】」、「【図１０３２】」、「【図１０３３】」、「【図１０３４】」、「【図１０３５】」、「【図１０３６】」、「【図１０３７】」、「【図１０３８】」、「【図１０３９】」、「【図１０４０】」、「【図１０４１】」、「【図１０４２】」、「【図１０４３】」、「【図１０４４】」、「【図１０４５】」、「【図１０４６】」、「【図１０４７】」、「【図１０４８】」、「【図１０４９】」、「【図１０５０】」、「【図１０５１】」、「【図１０５２】」、「【図１０５３】」、「【図１０５４】」、「【図１０５５】」、「【図１０５６】」、「【図１０５７】」、「【図１０５８】」、「【図１０５９】」、「【図１０６０】」、「【図１０６１】」、「【図１０６２】」、「【図１０６３】」、「【図１０６４】」、「【図１０６５】」、「【図１０６６】」、「【図１０６７】」、「【図１０６８】」、「【図１０６９】」、「【図１０７０】」、「【図１０７１】」、「【図１０７２】」、「【図１０７３】」、「【図１０７４】」、「【図１０７５】」、「【図１０７６】」、「【図１０７７】」、「【図１０７８】」、「【図１０７９】」、「【図１０８０】」、「【図１０８１】」、「【図１０８２】」、「【図１０８３】」、「【図１０８４】」、「【図１０８５】」、「【図１０８６】」、「【図１０８７】」、「【図１０８８】」、「【図１０８９】」、「【図１０９０】」、「【図１０９１】」、「【図１０９２】」、「【図１０９３】」、「【図１０９４】」、「【図１０９５】」、「【図１０９６】」、「【図１０９７】」、「【図１０９８】」、「【図１０９９】」、「【図１１００】」、「【図１１０１】」、「【図１１０２】」、「【図１１０３】」、「【図１１０４】」、「【図１１０５】」、「【図１１０６】」、「【図１１０７】」、「【図１１０８】」、「【図１１０９】」、「【図１１１０】」、「【図１１１１】」、「【図１１１２】」、「【図１１１３】」、「【図１１１４】」、「【図１１１５】」、「【図１１１６】」、「【図１１１７】」、「【図１１１８】」、「【図１１１９】」、「【図１１２０】」、「【図１１２１】」、「【図１１２２】」、「【図１１２３】」、「【図１１２４】」、「【図１１２５】」、「【図１１２６】」、「【図１１２７】」、「【図１１２８】」、「【図１１２９】」、「【図１１３０】」、「【図１１３１】」、「【図１１３２】」、「【図１１３３】」、「【図１１３４】」、「【図１１３５】」、「【図１１３６】」、「【図１１３７】」、「【図１１３８】」、「【図１１３９】」、「【図１１４０】」、「【図１１４１】」、「【図１１４２】」、「【図１１４３】」、「【図１１４４】」、「【図１１４５】」、「【図１１４６】」、「【図１１４７】」、「【図１１４８】」、「【図１１４９】」、「【図１１５０】」、「【図１１５１】」、「【図１１５２】」、「【図１１５３】」、「【図１１５４】」、「【図１１５５】」、「【図１１５６】」、「【図１１５７】」、「【図１１５８】」、「【図１１５９】」、「【図１１６０】」、「【図１１６１】」、「【図１１６２】」、「【図１１６３】」、「【図１１６４】」、「【図１１６５】」、「【図１１６６】」、「【図１１６７】」、「【図１１６８】」、「【図１１６９】」、「【図１１７０】」、「【図１１７１】」、「【図１１７２】」、「【図１１７３】」、「【図１１７４】」、「【図１１７５】」、「【図１１７６】」、「【図１１７７】」、「【図１１７８】」、「【図１１７９】」、「【図１１８０】」、「【図１１８１】」、「【図１１８２】」、「【図１１８３】」、「【図１１８４】」、「【図１１８５】」、「【図１１８６】」、「【図１１８７】」、「【図１１８８】」、「【図１１８９】」、「【図１１９０】」、「【図１１９１】」、「【図１１９２】」、「【図１１９３】」、「【図１１９４】」、「【図１１９５】」、「【図１１９６】」、「【図１１９７】」、「【図１１９８】」、「【図１１９９】」、「【図１２００】」、「【図１２０１】」、「【図１２０２】」、「【図１２０３】」、「【図１２０４】」、「【図１２０５】」、「【図１２０６】」、「【図１２０７】」、「【図１２０８】」、「【図１２０９】」、「【図１２１０】」、「【図１２１１】」、「【図１２１２】」、「【図１２１３】」、「【図１２１４】」、「【図１２１５】」、「【図１２１６】」、「【図１２１７】」、「【図１２１８】」、「【図１２１９】」、「【図１２２０】」、「【図１２２１】」、「【図１２２２】」、「【図１２２３】」、「【図１２２４】」、「【図１２２５】」、「【図１２２６】」、「【図１２２７】」、「【図１２２８】」、「【図１２２９】」、「【図１２３０】」、「【図１２３１】」、「【図１２３２】」、「【図１２３３】」、「【図１２３４】」、「【図１２３５】」、「【図１２３６】」、「【図１２３７】」、「【図１２３８】」、「【図１２３９】」、「【図１２４０】」、「【図１２４１】」、「【図１２４２】」、「【図１２４３】」、「【図１２４４】」、「【図１２４５】」、「【図１２４６】」、「【図１２４７】」、「【図１２４８】」、「【図１２４９】」、「【図１２５０】」、「【図１２５１】」、「【図１２５２】」、「【図１２５３】」、「【図１２５４】」、「【図１２５５】」、「【図１２５６】」、「【図１２５７】」、「【図１２５８】」、「【図１２５９】」、「【図１２６０】」、「【図１２６１】」、「【図１２６２】」、「【図１２６３】」、「【図１２６４】」、「【図１２６５】」、「【図１２６６】」、「【図１２６７】」、「【図１２６８】」、「【図１２６９】」、「【図１２７０】」、「【図１２７１】」、「【図１２７２】」、「【図１２７３】」、「【図１２７４】」、「【図１２７５】」、「【図１２７６】」、「【図１２７７】」、「【図１２７８】」、「【図１２７９】」、「【図１２８０】」、「【図１２８１】」、「【図１２８２】」、「【図１２８３】」、「【図１２８４】」、「【図１２８５】」、「【図１２８６】」、「【図１２８７】」、「【図１２８８】」、「【図１２８９】」、「【図１２９０】」、「【図１２９１】」、「【図１２９２】」、「【図１２９３】」、「【図１２９４】」、「【図１２９５】」、「【図１２９６】」、「【図１２９７】」、「【図１２９８】」、「【図１２９９】」、「【図１３００】」、「【図１３０１】」、「【図１３０２】」、「【図１３０３】」、「【図１３０４】」、「【図１３０５】」、「【図１３０６】」、「【図１３０７】」、「【図１３０８】」、「【図１３０９】」、「【図１３１０】」、「【図１３１１】」、「【図１３１２】」、「【図１３１３】」、「【図１３１４】」、「【図１３１５】」、「【図１３１６】」、「【図１３１７】」、「【図１３１８】」、「【図１３１９】」、「【図１３２０】」、「【図１３２１】」、「【図１３２２】」、「【図１３２３】」、「【図１３２４】」、「【図１３２５】」、「【図１３２６】」、「【図１３２７】」、「【図１３２８】」、「【図１３２９】」、「【図１３３０】」、「【図１３３１】」、「【図１３３２】」、「【図１３３３】」、「【図１３３４】」、「【図１３３５】」、「【図１３３６】」、「【図１３３７】」、「【図１３３８】」、「【図１３３９】」、「【図１３４０】」、「【図１３４１】」、「【図１３４２】」、「【図１３４３】」、「【図１３４４】」、「【図１３４５】」、「【図１３４６】」、「【図１３４７】」、「【図１３４８】」、「【図１３４９】」、「【図１３５０】」、「【図１３５１】」、「【図１３５２】」、「【図１３５３】」、「【図１３５４】」、「【図１３５５】」、「【図１３５６】」、「【図１３５７】」、「【図１３５８】」、「【図１３５９】」、「【図１３６０】」、「【図１３６１】」、「【図１３６２】」、「【図１３６３】」、「【図１３６４】」、「【図１３６５】」、「【図１３６６】」、「【図１３６７】」、「【図１３６８】」、「【図１３６９】」、「【図１３７０】」、「【図１３７１】」、「【図１３７２】」、「【図１３７３】」、「【図１３７４】」、「【図１３７５】」、「【図１３７６】」、「【図１３７７】」、「【図１３７８】」、「【図１３７９】」、「【図１３８０】」、「【図１３８１】」、「【図１３８２】」、「【図１３８３】」、「【図１３８４】」、「【図１３８５】」、「【図１３８６】」、「【図１３８７】」、「【図１３８８】」、「【図１３８９】」、「【図１３９０】」、「【図１３９１】」、「【図１３９２】」、「【図１３９３】」、「【図１３９４】」、「【図１３９５】」、「【図１３９６】」、「【図１３９７】」、「【図１３９８】」、「【図１３９９】」、「【図１４００】」、「【図１４０１】」、「【図１４０２】」、「【図１４０３】」、「

13　「実用新案登録請求の範囲」は、第４条並びに実用新案法第５条第５項及び第６項に規定するところに従い、次の要領で記載する。

イ　「実用新案登録請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。

ロ　請求項の記載の内容を理解するために必要があるときは、出願請書に添付した図面において使用した符号を括弧内で用いる。

ハ　他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。

ニ　他の２以上の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを統一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。

ホ　請求項に付す番号は、「【請求項１】」、「【請求項２】」、「【請求項３】」のように記載する。ただし、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「【請求項１】」、「【請求項２】」のように記載する。

14　化学式等を実用新案登録請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化１】」、「【化２】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数１】」、「【数２】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表１】」、「【表２】」のように記載する様式により連続番号を付して記載する。化学式等は、幅170mm、縦250mmを超えて記載してはならず、１の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

様式第４（第５条関係）

様式第４（第５条関係）（甲子園歴年行・金帝、甲子園歴年行・中元昭歴年行・一部改正）

【書類名】 図面

【図１】

【説明】

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横210mm、縦297mm）の大きさのトレーシングペーパー若しくは白トレーシングクロス（黄色又は薄い赤色のものを除く。）又は白色上質紙を最適として用いる。ただし、特に必要があるときは、模造紙として用いてもよい。

2　図は、横170mm、縦250mmを超えて記載してはならない。

3　図面が複数にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

4　描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色して描いてはならない。

5　３以上の図があるときは、原則として出願請求に係る考案の特徴を表わす図を「【図１】」とし、以下各図ごとに「【図２】」、「【図３】」のように連続番号を付し、図面が複数枚にわたるときも、各ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、１の番号を付した図を複数ページに渡いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。

6　符号は、アラビア数字を用い、大きさは約3mm平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が２以上の図中にあるときは、同一の符号を用いる。

7　線の太さは、原則として約0.4mm（引出線にあっては約0.2mm）、点線及び鎖線にあっては約0.3mmとする。

8　切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行斜線を引く。

9　図中のある箇所が切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の箇所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。

10　凹凸の部分を表すには、断面図又は斜視図を用い、特に陰影を付ける必要があるときは、約0.3mm平行線で鮮明に描く。

11　中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。

12　図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、網図等に欠くことができない表示、切断面の指示及び図の主要な部分の名称については、その図面で明瞭かつ容易に記入することができる。

イ　用語は、明細書又は実用新案登録請求の範囲において使用した用語と同一のものを用いる。

ロ　文字は、図中のいずれの線にも接かることなく記入する。

ハ　図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。

様式第５（第７条関係）

様式第５（第７条関係）（甲子園歴年行・金帝、甲子園歴年行・中元昭歴年行・一部改正）

【書類名】 契約書

【契約】

【説明】

【説明】

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横210mm、縦297mm）の大きさとし、インキのにじまず、文字が滲き通らないものを最適として用い、用紙には不要な文字、記号、仲線、ｹﾚﾝ線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各ａ３ｍｍをとるものとし、原則としてその左辺については各ｂ３.3mmを超えないものとする。

3　書き方は毛筆書、１行は40字詰めとし、１ページは20行以内とする。

4　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「L」、「T」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「L」及び「T」を用いることを除く。）。

5　合用紙については、原則として糊、綴じ、裏打ち等及び行間挿入を行ってはならない。

6　文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して契約書の記載に代えてはならない。

7　技術用語は、学術用語を用いる。

8　用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、実用新案登録請求の範囲及び契約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

9　登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。

10　放射物、外国産の動植物その日本語では名の用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名のほかに括弧をしてその原語を記載する。

11　「【契約】」の欄には、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した考案の構要名の前項で記載する。

イ　原則として考案が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明りょうに記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【課題】」、

「【解決手段】」等の見出しを付す。

ロ　文字数42,000字以内とし、横書に記載する。

ハ　願書の記載の内容を理解するための必要があるときは、選択図において使用した符号を使用する。

12　化学式等を「【図形】」の欄に記載する場合は、幅170mm、縦235mmを超えて記載してはならず、1つの番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

13　「【選択図】」には、第6条に規定するところに従って選択した1つの図に付されている番号を「図○」のように記載する。

様式第6（第8条関係）

【書類名】実用新案技術評価請求書
（【提出日】令和　　年　　月　　日）
【あて先】特許庁長官　　殿
【出願の表示】
　【出願番号】
【評価の請求に係る請求項の数】
【評価の請求に係る請求項の表示】
【請求人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）
【請求人の意見】
【物件の目録】
（備考）

1　特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧書として記載する。実用新案法第34条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によることをとき、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程第第1号の12書式の納付書誌（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、実用新案法第34条第5項の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。

2　請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者以外の者であるときは、「【書類名】」を「実用新案技術評価請求書（他人）」と記載する。

3　「【出願の表示】」の欄は次の要領で記載する。

イ　「【出願番号】」には、「実願○○○○－○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ　国際実用新案登録出願において、出願の番号が発生されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT／○○○○○○／○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。

ハ　登録後に請求するときは、「【出願の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

4　「【評価の請求に係る請求項の表示】」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように、評価の請求に係る請求項に付した番号を記載する。

5　「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人又は法人でない社団等にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を示す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の「【代表者】」の欄を設けたときはその欄の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「○○法の規定による法人」、外国法人にあっては「○○国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあっては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。

6　「【請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【請求人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

7　「【手数料の表示】」の欄には、特例法施行規則第49条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第34条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第49条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第34条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第49条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

8　第23条第2項において準用する特許法施行規則第23条第4項に規定する共有に係る出願であって、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するとき、国を含む者の共有に係る出願にあっては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「0／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあっては「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第34条第4項の規定による実用新案技術評価請求料の1／2軽減（○○○○　持分の割合○／○）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合（△／○）」のように合算して得た額と実用新案技術評価請求料の2倍規定による実用新案技術評価の請求の手数料の割合を記載する。

9　実用新案法第34条第8項の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第34条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の2倍減（免除）」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、震災により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

10　「【請求人の意見】」の欄には、請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載する。

11　その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、13、15、17、19、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

様式第６（第８条関係）

様式第７　削除

様式第８（第１０条関係）

様式第８（第10条関係）

特許
印紙

実用新案設定第1条の2第1項の訂正に係る訂正書

（令和　年　月　日）

特許庁長官　殿

1　実用新案登録番号
（例）　－　　）

2　訂正の目的

3　実用新案権者
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍・地域）

4　代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）

5　訂正前の行数
（備考）

1　用紙は、日本産業規格A列4番（横210mm、縦297mm）のタテ方とし、インキが付こしやすく、文字が透き通らないような用紙にして用い、用紙には不要な文字、記号、線画（外枠、罫線を含む。）を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則として天の方向については各々3.5cm程度とるものとする。

3　文字は、タイプ印書等によると、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。

4　時的期間を伴うときは、その旨とその期日を括弧をして記載する。時的期間が期間等（第　条第2項第2号に規定する期間等）（第　条第1項の規定による手続に係る時効を除く。）であるときは、「実用新案権者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「手続代理者」の欄を設け、手続代理者の番号を記載し、「手続代理者」の欄の次に「住所（居所）」の欄を設け、手続代理者の住所（居所）を記載し、「氏名（名称）」の欄の次に「手続代理者」の欄を設け、手続代理者の氏名（名称）を記載する。

5　「訂正の目的」の欄には、「実用新案登録」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）の次に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「事務所」の欄を設け、事務所の番号を記載し、「代理人」の欄の次に「納付者」の欄を設け、納付者の番号を記載し、「納付者」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者に対する、「識別番号」の欄の設けられた日及び「実用新案権」の欄（第　条第1項ただし書の規定による、「実用新案権者」の欄の次に「納付者」の欄を設け、納付者の番号を記載し、「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。）の欄を設け、納付者の番号を記載し、事務所の欄（第　条の2）（第　条の4の納付は、納付の年月日）を除く項目を記載する。

6　「実用新案登録番号」の欄には、「実用新案登録」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）の次に「（例）」の欄を設けて、「実用新案登録番号」の欄の次に「（訂正の目的）」の欄を設け、「訂正の目的」の欄の次に「（訂正前の行数）」の欄を設け、「訂正前の行数」の欄の次に「（訂正後の行数）」の欄を設け、「訂正後の行数」の欄の次に「（訂正の目的）」の欄を設けて、「実用新案登録番号」の欄を過不足なく記載する。

7　「氏名（名称）」の欄は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

8　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は誤み易くやすいものであるときは、なるべく片仮名で括弧をつけるものとする。

9　「住所（居所）」の欄は、対象、対象、対象、対象、大字町、字町、町番地、村等のように詳しく記載する。

10　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の欄の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

11　「（識別・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その（識別・地域）、「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（識別・地域）」の欄は設けたものとしないものとする。

12　代理人によりとりかわって本人が出人の場合にあっては、「代理者」の欄を設けて、「代理人」とし、「代理人」の欄の次に「代理人」の欄を設けるものとする。また、代理人が手続を行う場合は、「代理人」の欄の次に「（識別番号）」の欄を設けるものとする。また、代理人が手続を行う場合は、「実用新案登録」の欄の次に「（識別番号）」の欄を設けて、「実用新案登録」の欄を設けて、「実用新案登録」の欄を設けて、「実用新案登録

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
3　その他は、様式第１の備考１から４まで、７から11まで、13、17から20まで、32、33から55まで及び58と同様とする。

様式第１０（第１３条関係）

様式第19（第128条関係）
【書類名】　請求書
【提出日】　令和　年　月　日
【あて先】　特許庁長官　殿
【出願の表示】
【出願番号】
【出願年月日】
【事件番号】
【住所又は居所】
【氏名】
【実用新案登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【法人番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年月】　第１年分から第　年分
【手数料の表示】
（【予納台帳番号】）
【納付金額】
【提出物件の目録】
【物件名】　請求の範囲の翻訳文　１
【物件名】　明細書の翻訳文　１
【物件名】　図面の翻訳文　１）
【物件名】　図面　１）
【物件名】　要約書の翻訳文　１
〔備考〕
１　「【出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、「PCT/YYYYY/YYYYYY」のように「PCT」に続いてその国際出願の年を記載し、国際出願番号の語尾が付されていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「【出願日】」には「【実用新案登録】」と記載する。
２　実用新案法第40条ただし書の規定により、翻訳文を提出して提出するときは、「【手数料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第40条ただし書の規定による翻訳文の提出」と記載する。
３　第128条ただしにおいて準用する特許法施行規則第26条に第２項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。
【物件名】　磁気ディスク　１
４　その他は、様式第１の備考１から５まで、７から17まで、31、33から55まで、57及び58と同様とする。

様式第１１（第１５条関係）

様式第11（第115条関係）（平行輸入申告書・必要、平行輸入申告・平行輸入申告書・生産輸入申告・・・申告書）
【書類名】　設定の裏付書
【提出日】　令和　年　月　日
【あて先】　特許庁長官　殿
【出願の表示】
【出願番号】
【実用新案登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【発送番号】
【提出物件の目録】
【物件名】　図面　１
【物件名】　（　　）
〔備考〕
１　「【発送番号】」の欄には、手続補正指令書に記載された発送の番号を記載する。
３　その他は、様式第１の備考１から４まで、７から11まで、13、17から20まで、32、33から55まで及び58並びに様式第９の備考１及び２と同様とする。

様式第１２（第１７条関係）

様式第12（第17条関係）
【書類名】　特許権及び約束計画の設定による権書の申出書
【提出日】　令和　年　月　日
【あて先】　特許庁長官　殿
【出願の表示】
【出願番号】
【発明者】
【住所又は居所】
【氏名】
【申出人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【法人番号】）
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年月】　第１年分から第　年分
【料金】（定額、減額）の適用を受けた旨
【国際事務局への国際出願の写しの送付を請求した旨】
【手数料の表示】
【手数料の金額】
【提出物件の目録】
【物件名】　国際出願の翻訳文　１
〔備考〕
１　特許権者及び生産者、若しくは法人にはなりたがたいが、その下にその権を設置して記載する。特許法施行規則第 40 条第２項の規定による特許出願 11 条第１項の規定による手続を行うときは、【納付年月】の欄の次に「【手続の種類】」の欄を設け、手続の種類の番号を記載し、「【手続の種類】」の欄の次に「【特許番号】」の欄を設け、特許番号を記載し、「【特許番号】」の欄の次に「【特許権者】」の欄を設け、特許権者を記載し、「【特許権者】」の欄の次に「【約束計画】」の欄を設け、約束計画の番号を記載し、「【約束計画】」の欄の次に「【生産者】」の欄を設け、生産者を記載し、「【生産者】」の欄の次に「【設定者】」の欄を設け、設定者を記載し、「【設定者】」の欄の次に「【納付年月】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。生産者及び生産者は 条第２項の規定により、生産による手数料を納付する場合であって、特許法施行規則第 40 条第５項の規定により付帯定金額納付書による納付が行われる。「【納付年月】」の欄の次に「【特定出願納付】」の欄を設け、「【特定出願納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。海洋開発法第 16 条第２項ただし書の規定により、特定による手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、事務局特別納期４年分 10 書式の納付書及（特許庁長官）全国の特納におけるものとし、納付書 ３　「【出願番号】」の欄には、「PCT/YYYYY/YYYYYY」のように「PCT」に続いてその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が語尾が付されていないときは、その国際出願の年は年月日は「国際出願年（暦表）」を記載する。「【出願日】」の欄には、「令和YY年YY月YY日」と記載し、「【特許権者】」の欄の次に「【特許】」の欄を設けて、「【特許】」の欄を設けて、「【特許】」の欄の次に「【特許番号】」の欄を設け、特許番号を記載し、「【特許】」の欄の次に「【特許権者】」の欄を設け、特許権者を記載し、「【特許権者】」の欄の次に「【約束計画】」の欄を設け、約束計画の番号を記載し、「【約束計画】」の欄の次に「【生産者】」の欄を設け、生産者を記載し、「【生産者】」の欄の次に「【設定者】」の欄を設け、設定者を記載し、「【設定者】」の欄の次に「【納付年月】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。
３　「【本案】」、「【申出人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を欄を設け記載する。この場合において、第 20 条第２項に従って専属すべき特許法施行規則第 27 条第２項の規定による申出人の欄毎に ついて別々を記載するとき は、「【申出人】」の欄の次に「【申出】」の欄を設けて「【申出】」の欄を設けて「【申出】」の欄を設けて「【申出】」の欄を設けて、申出人に係る代表者選定の届出を申出人 は特に必要 であるとき は、「【代理人】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け、代理人を記載し、「【代理人】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け、代理人を記載し、「【代理人】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け、代理人を記載し、「【代理人】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け、代理人を記載する。また、特許庁長官事業者特許出願合特許に関する法律第２条第１項に規定する投資事業有限責任組合特許、有限責任事業組合特許に関する法律第２条第１項に規定する有限責任事業組合特許又は法人格を有 する組合に関して 組合を設立 した場合であるとき は、「【その他】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、特に、投資事業有限責任組合特許にあっては「CCCC

様式第１３　削除

様式第１４（第２１条関係）

様式第14（第21条関係）

【通知名】　実用新案登録料納付書
【提出日】　令和　　年　　月　　日
【あて先】　特許庁長官　　殿
【実用新案登録番号】
【請求項の数】
【実用新案権者】
　【氏名又は名称】

様式第１４の２（第２１条の２関係）

様式第14の２（第21条の２関係）
　【書類名】　登録料納付猶予申請書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
　【あて先】　特許庁長官　　殿
　【実用新案登録番号】
　【猶予申請人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【猶予期間】
　【納付年月日】
　【納付事金額】
　　【納付年分】　第　年分から第　年分
　　【納付金額】
　【減免納付金額】
　　【納付年分】　第　年分から第　年分
　　【納付金額】
　【猶予請求金額】
　【猶予金額合計】
　　【金融機関名】
　　【口座種別】
　　【口座番号】
　　【口座名義】
　　【口座名義人】
（【猶予の事由】）
　（【予納台帳番号】）
　（【加算金額】）
　【提出物件の目録】
　　【物件名】
【備考】
1　「【実用新案登録番号】」の欄には、「実用新案登録第○○○○○○○号」のように実用新案登録の番号を記載する。
2　「【猶予請求人】」の欄には、当該猶予に係る登録料を納付した者を記載する。
3　「【氏名又は名称】」は、自然人であっては、氏名を記載する。法人であっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
4　「【猶予請求人】」及び「【代理人】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
5　「【猶予請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
　【猶予請求人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【猶予請求人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
6　その他は、様式第１の備考１からまで、７から10まで、13、31及び34と同様とする。この場合において、様式第１の備考９中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と読み替えるものとする。

様式第１４の２（第２１条の２関係）

【名称又は名称】
【代理人】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

9 「【送達請求人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人に限る）では、「【代表者】」」の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の順を設けて、当該請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号を全べて記載する。

10 「【納付済金額】」の欄には、実際に納付した登録料の納付年分と納付金額の合算額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この項において同じ。）を記載する。

11 「【適正納付金額】」の欄には、当該納付書に記載した納付年分と当該年分について適正に納付すべき登録料の合算額を記載する。

12 「【当該請求理由】」の欄には、当該主張する登録料の合算額を記載する。

13 「【当該請求年月日】」の欄には、当の請求で当該請求を受けるべき当該請求人又は代理人の納付日について記載する。「【当期期間】」には「YYYY/MM/DD（金曜：YYYY年第Nｎ週）」のように「【当期年】」には「【当期月】」には「【当期日】」には「【当期曜日】」及び「【当期週】」の別を、「【口座番号】」には「YYYYYYYY」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には「ﾌﾘｶﾅﾃﾞｽ」のように「ﾌﾘｶﾅﾃﾞｽ」の欄の次に「【口座名義人】」には当該口座の名義人の名又は名称をそのまま記載する。指定口座納付者による納付においては、「【指定期間名】」、「【年度】」、「【フリガナ】」、「【口座名義人】及び【口座番号】」には「－」のようにハイフンを記載する。

14 「【送達の表示】」の欄は、特許法施行規則第４条第２項の規定により送達に代えて予納額への加算の申出をするときに記載し、「【予納額加算】」には送達を請求する各登録料の予納に係る予納台帳の番号を記載する。この場合において、「【送達請求金額】」及び「【送達手数料】」の欄には、当該予納台帳の残高を記載する。この場合において、「【送達請求金額】」及び「【送達手数料】」の欄には、代理権を証明する書面等の提出する旨を記載する。

15 「【当該物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、代理権を証明する書面等の提出する旨を記載し、現出する書面が無い場合は、「【当該物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。

16 その他は、様式第１６の表１からＮまで、「，」、10、11、12、13、19、20、21のＮ決まで及び16を同様とする。この場合において、様式第１６の表１９「記載する。また、代理人が弁護士・弁理士等専門家（以下「専門家」という。）の場合には、「【代理人】」の次に「【代理人の専門家】」の欄を設けて、「【専門家の種別】」及び「【専門家の氏名又は名称】」の欄を設けて、「【専門家の種別】」には「【弁護士】」、「【弁理士】」、「【税理士】」、「【その他】」の別を、「【専門家の氏名又は名称】」には、「【代理人】」の次に「【代理人の代理人】」の欄を設けて、「【代理人の代理人】」の欄には、「【代理人】」の次に「【代理人の代理人】」の欄を設けて、「【専門家の種別】」及び「【専門家の氏名又は名称】」の欄を設けるものとする。

17 その他は、様式第１６の表１からＮまで、「，」、10、11、12、13、19、20、21のＮ決まで及び16と同様とする。この場合において、様式第１６の表１９「記載する。また、代理人が弁護士・弁理士等専門家（以下「専門家」という。）の場合には、「【代理人】」の次に「【代理人の専門家】」の欄を設けて、「【専門家の種別】」及び「【専門家の氏名又は名称】」の欄を設けるものとする。

様式第１４の３（第２１条の３関係）

様式第１４の３（第２１条の３関係）

【書類名】　特許申請料（登録料）減免請求書
【提出日】　令和　年　月　日
【あて先】　特許庁長官　殽
【事件の表示】
【出願番号】
【出願日】
【請求理由】
【納付期限】
【納付済金額】
【減免請求金額】
【減免請求者】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【減免請求代表者等】
【郵便番号】
【住所】
【納付済金額】
【減免納付金額】
【減免請求金額】
【減免請求者名】
【郵便番号】
【住所】
【氏名】
【代理人】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【当該特許の目録】
【物件名】
【備考】
1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 「【出願番号】」には、「実願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願日が平成５年１月１日以降の場合は、「特願○○○○－○○○○○○」のように「【出願年】」と「【当期年】」及び「【出願月】」の欄の次に「【出願日】」の欄を設けて、当該出願日を記載する。「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願に定義した整理番号を記載する。
ロ 国際出願番号を定義した際について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。
ハ 審査に基づかない文は審査の請求が取り下げられたものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審査番号】」の欄を設けて、「無効○○○○－○○○○○」のように当該審査の番号を記載する。ただし、審査の番号が通知されていないときは「【審査番号】」を「【審査請求日】」とし、審査請求をしない場合は「－」とする。
ニ 登録をした実用新案技術評価の請求に係る出来の請求をするときは、「【事件の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。
2 「【減免請求人】」の欄には、当該減免に係る手数料及び登録料を納付した者を記載する。
3 「【減免請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、実用新案登録願、手続補正書、出願人名義変更届、実用新案技術評価請求書、審査請求書のように減免を請求する手数料及び登録料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。
4 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料と登録料の合算額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この項において同じ。）を記載する。
5 「【減免納付金額】」の欄には、当該減免に係る納付すべき手数料と登録料の合算額を記載する。ただし、実用新案技術評価に係る請求書に係るときは、実用新案技術評価請求書、審査請求書のように手数料と登録料の合算額を記載する。
6 「【名義請求者名】」の欄には、当該主張する手数料と登録料の合算額を記載する。
7 その他は、様式第１６の表１からＮまで、「，」、10、11、12、13、19、20、21のＮ決まで及び16と同様とする。この場合において、様式第１６の表１９「記載する。また、代理人が弁護士・弁理士等専門家（以下「専門家」という。）の場合には、「【代理人】」の次に「【代理人の専門家】」の欄を設けて、「【専門家の種別】」及び「【専門家の氏名又は名称】」の欄を設けるものとする。

様式第１４の４（第２１条の４関係）

様式第１４の４（第２１条の４関係）

【書類名】　特許権料書
【提出日】　令和　年　月　日
【あて先】　特許庁長官　殽
【当初権利者】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【特許の表示】
【登録料の額】
【納付書番号】
【納付年分】
【当該物件の目録】
【物件】
1 特許料納付を怠ったとき、たとえあるいは法令もわりと、その行ｔその期を経過をして記載する。特許出願日から１年分の特許料の納付は、上特許出願日を基準日の翌日に応じて、「特許出願日の翌日」から「特許出願日の翌日」の欄の「【納付年分】」の欄の「【納付金額】」の欄を設けて、「【納付年分】」、「【納付金額】」を記載し、「【納付期間】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案技術評価を請求する場合は、「【実用新案技術評価請求】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案技術評価請求書を提出する場合は、「【実用新案技術評価請求】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案技術評価請求書を提出する場合は、「【実用新案技術評価請求】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。
2 「【特許権者】」の欄の「【納付者】」の欄の「【納付者番号】」を「【特許権者】」とし、実用新案登録番号を記載し、「【特許番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案技術評価を請求する場合は、「【実用新案技術評価請求】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案技術評価請求書を提出する場合は、「【実用新案技術評価請求】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。
3 「【当該物件の目録】」の欄の「【物件】」には、「【特許番号】」の欄の次に「【納付年分】」の欄を設けて、「【納付年分】」を「【特許番号】」とし、納付年分を記載し、「【納付期間】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案技術評価を請求する場合は、「【実用新案技術評価請求】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案技術評価請求書を提出する場合は、「【実用新案技術評価請求】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。
4 「【特許権者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、それぞれ次のとおりに欄を繰り返し設けて記載する。
【特許権者】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【特許権者】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
5 「【当初の権利】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものでないことを説明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになったのちについて説明に記載する。
6 現出書の４段目の記応による同様の特許書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「省略をすることができるものの提出について別途に記載する。
7 現出書の４段目の記応による、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【実用新案登録番号】」の欄の次に、「同様のものおよび」と記載し、別の行動に次のように、「【別紙】」と記載して、当該回復

様式第１５（第２２条、第２２条の２関係）

様式第１５（第25条、第25条の２関係）（平９通産令71・追加、平７通産令57・平８通産令79・平９通産令67・平11通産令14・平12通産令32・平21経産令72・平25経産令50・平27経産令50・平28経産令49・令元経産令１・令３経産令50・一部改正）

【書類名】 特許物等譲渡書

【譲渡日】 令和　　年　　月　　日

【あて先】 特許庁長官　　殿

【事件の表示】

【出願番号】

【譲渡者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡する特許物等】

【譲渡の理由】

【備考】

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願○○○○－○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和○年○月○日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、登録後に譲渡するときは「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

２　「【譲渡者】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が３人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【譲渡者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

３　「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるに及ばない。

４　第25条第３項又は第25条の２第３項において準用する特許法第７条第３項の規定により譲渡者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

５　「【譲渡の理由】」の欄には、第25条の２第１項の規定による権利の放棄であるときは、当該特許物等によりその使用新案登録が無効あるいは存続期間が満了するものであるとする理由を記載する。

６　図又は化学式等を「【譲渡の理由】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。

７　第25条第１項において準用する特許法施行規則第26条の規定により記載事項の譲渡を省略するときは、「【譲渡の理由】」の欄の次に「【譲渡物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の番号を記載し、更にその次に「【適用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは提示される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあっては、実用新案登録番号、番号及びその枝日付）を、同条第３項の規定によるときは提示される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあっては、実用新案登録番号、番号及びその枝日付）を記載する。また、２以上の証明書の提出を省略するときは、「【譲渡物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【適用の表示】

【物件名】

【適用の表示】

８　その他は、様式第１の備考１から６４まで、７、８、13、17、19、31及び33から６３及び６５まで並びに様式第14の３の備考３と同様とする。

様式第１６　削除